

# 京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## ＜本編＞

～循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり～

令和6（2024）年6月  
京田辺市



## 目次

総論	1
第1章 計画の基本的事項	2
1-1 計画策定の背景・目的	2
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間	4
1-4 計画の進捗管理	4
1-5 廃棄物を取り巻く国内外の動向	5
第2章 京田辺市の概況	9
2-1 地勢	9
2-2 人口動態	9
2-3 産業の動向	11
2-4 関連計画	13
第1部 ごみ処理基本計画	17
第1章 ごみ処理の現況と課題	18
1-1 ごみ処理の概要	18
1-2 ごみの排出量	21
1-3 ごみ処理の状況	26
1-4 ごみ質の状況	28
1-5 ごみ処理に関する処理経費	29
1-6 京都府内自治体との比較	30
1-7 前計画の進捗状況	31
1-8 今後の課題	37
第2章 ごみ処理の将来目標	38
2-1 基本理念と基本方針	38
2-2 ごみ排出量の将来推計	39
2-3 目標値	40
第3章 目標達成に向けた施策	42
3-1 施策体系	42
3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）	43
3-3 施策内容	46
第4章 今後のごみ処理	54
4-1 収集運搬計画	54
4-2 中間処理計画	55
4-3 最終処分計画	56
4-4 災害時における廃棄物処理	56
第5章 市民・事業者・行政の役割分担	57

<b>第2部 食品ロス削減推進計画</b>	59
<b>第1章 食品ロスの現状</b>	60
1-1 食品ロスと環境問題	60
1-2 食品ロス削減に向けた動き	65
<b>第2章 計画の基本的事項</b>	67
2-1 計画策定の趣旨	67
2-2 計画の位置付け	67
<b>第3章 基本理念・基本方針・基本目標</b>	68
3-1 基本理念	68
3-2 基本方針	68
3-3 基本目標	69
3-4 各主体の役割	70
<b>第4章 施策</b>	71
4-1 施策体系	71
4-2 施策内容	72
 <b>資料編</b>	75
【資料1】本市におけるごみ処理の経緯	76
【資料2】ごみ処理量の推計に関する資料	77
2-1 発生量の推計方法	77
2-2 減量目標の設定	77
2-3 ごみ種類別の予測結果	78
2-4 ごみ排出量の予測総括	96
【資料3】アンケート調査結果	102
3-1 市民アンケートの概要	102
3-2 事業者アンケートの概要	110
【資料4】本計画とSDGsとの関連	117
【資料5】用語解説	118

＜法令等の略称＞

本計画では、関係する法令等を次のように略称で示します。

略 称	正 式 名 称
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理基本方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律



# 總論

# 第1章 計画の基本的事項

## 1-1 計画策定の背景・目的

本市では、「MOTTAINA（もったいない）の心で循環型まちづくり」を目指し、平成21（2009）年から令和5（2023）年度までの15年間を計画期間とした「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。その後、同計画を改定しています。

本市は同計画に基づき、市民・事業者の協力のもと、プラスチック容器包装や紙ごみの分別収集、市民・学生に対する啓発活動、事業者に対する適正処理指導などの様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきました。

一方、この間もプラスチックごみによる海洋汚染などの新たな問題や、地球温暖化の更なる進行など、地球規模での環境問題が深刻化してきました。こうした背景のもと、国連では「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27（2015）年9月）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境にかかる課題に統合的に取り組んでいくことが示されました。

また、国は、持続可能な社会づくりの総合的な取組みを定めた「第4次循環型社会形成推進基本計画」（平成30（2018）年6月）の策定をはじめ、海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの幅広い課題に対応する「プラスチック資源循環戦略」（令和元（2019）年5月）の策定、プラスチック製品の設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れのなかで3R+Renewableを進めるための「プラスチック資源循環促進法」（令和4（2022）年4月）の施行、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元（2019）年10月）の施行など、循環型社会の形成に向けた動きを加速させています。

さらに、近年は廃棄物処理の分野でも脱炭素化が要請されています。国は2050年に温室効果ガス実質排出量ゼロを目指す方針を定めており、本計画でもそれに基づく取組みが必要です。

また、人口減少・少子高齢化の進行や、環境変化に伴う災害リスクの高まりなど、社会環境も大きく変化してきています。日常生活や事業活動においては、インターネットの利用や人工知能（AI）の利用など、ICT（情報通信技術）の進展が、今後ますます進むと考えられます。

加えて、令和元（2019）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は全世界に感染が拡大し、国内においても度重なる感染拡大を受け緊急事態宣言が発出されるなど、社会に大きな影響を与えたが、現在は収束に向かいつつあります。

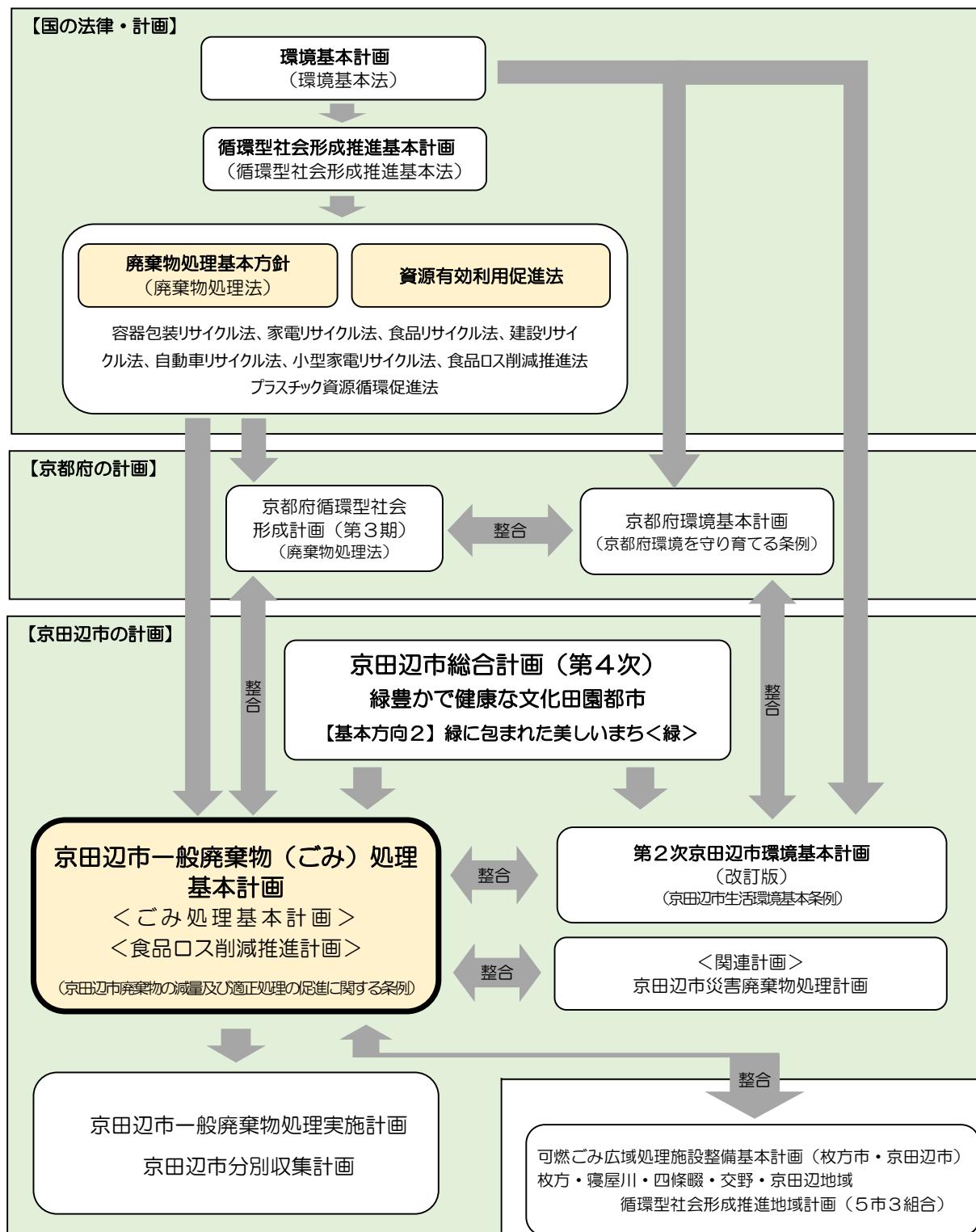
次の世代によりよい京田辺市を引き継ぐためには、世界や国が目指す方向性を踏まえたうえで、社会環境の変化や市民ニーズの変化にも対応しながら、ごみ減量・リサイクルの取組みを進め、持続可能な循環型社会の基盤を整備していく必要があります。

以上のことから、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和6（2024）年度を初年度とする京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定する一般廃棄物処理計画の一部です。京田辺市における一般廃棄物処理計画は、本計画と京田辺市一般廃棄物処理実施計画により構成されます。

図表 1 本計画と関係法令及び関連計画との関係



### 1-3 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度、令和10(2028)年度を中間年度、令和15(2033)年度を最終年度とします。

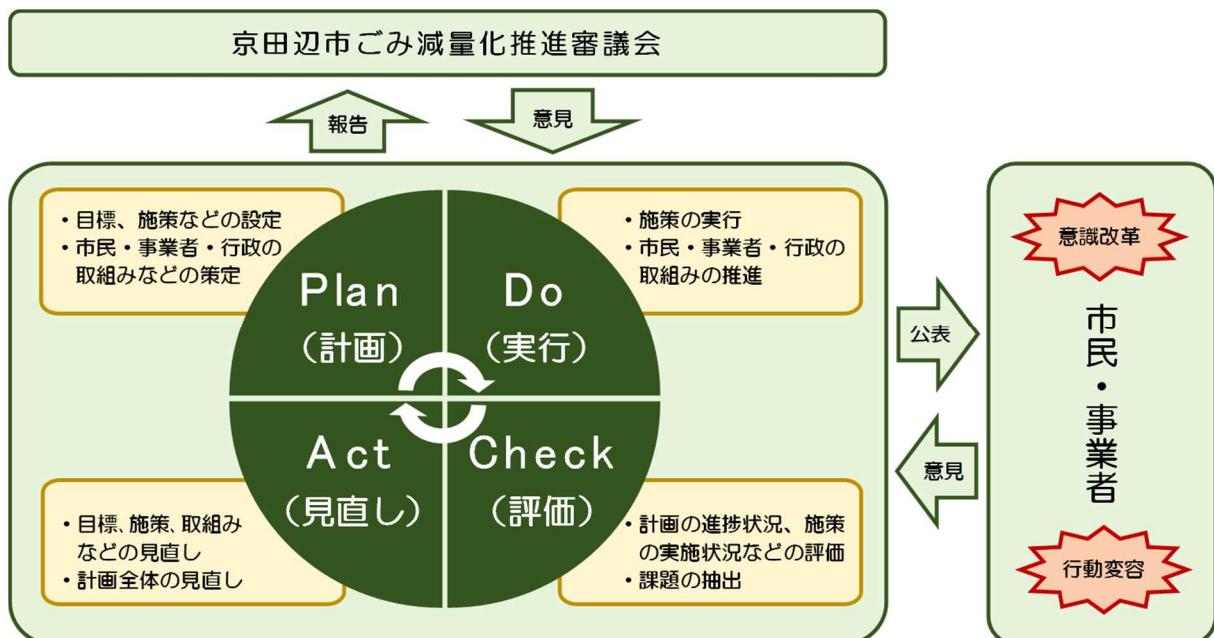
図表2 計画期間



### 1-4 計画の進捗管理

本計画において、PDCAサイクル(図表3)に基づく進行管理を行います。進行管理にあたっては、基本目標に関する進捗状況や要因分析を行い、京田辺市ごみ減量化推進審議会と市民からの意見や提案を踏まえ、施策や事業を見直すとともに、その内容を広報紙等で公表し、市民、事業者の意識改革と行動変容を促します。

図表3 PDCAサイクルに基づく進行管理



## 1-5 廃棄物を取り巻く国内外の動向

### (1) 国際的な動向

- 国連では2015年9月に「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)が採択され、「持続可能な社会」の実現に向けた動きが加速化。
- 2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定(パリ協定)が合意され、温室効果ガス削減の長期目標を設定。
- 2021年のCOP26では、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて大胆な気候変動対策を締約国に求めている。

### (2) 国の動向

- パリ協定を受け、国は「2050年にカーボンニュートラル」を宣言し、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すことを表明した。
- 食品ロス削減推進法(令和元(2019)年10月施行)、プラスチック資源循環促進法(令和4(2022)年4月施行)など、国の法整備が進み、自治体は実効ある対応が必要となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は3年を超え、令和5(2023)年5月には「5類感染症」に移行し収束に向かいつつあるが、ごみ処理体制においても感染症対策が必要である。

### (3) 京都府の動向

- 「京都府循環型社会形成計画(第3期)」(令和4(2022)年3月)を策定し、サーキュラー・エコノミー(循環経済)の形成を計画的かつ総合的に推進している。
- 京都府と京都市では外食産業と食品小売業を対象に「食べ残しそれぞれ推進店舗」事業(令和2(2020)年度末の登録約2,000店舗)を推進している。
- 京都府環境基本計画に掲げる「プラスチックごみの削減」に係る当面の施策を実行するため、「京都府プラスチックごみ削減実行計画」(令和3(2021)年1月)を策定し、使い捨てプラスチックの削減、プラスチックごみの3Rの促進、海洋プラスチックごみ対策を推進している。

### (4) 京田辺市ゼロカーボンシティ宣言

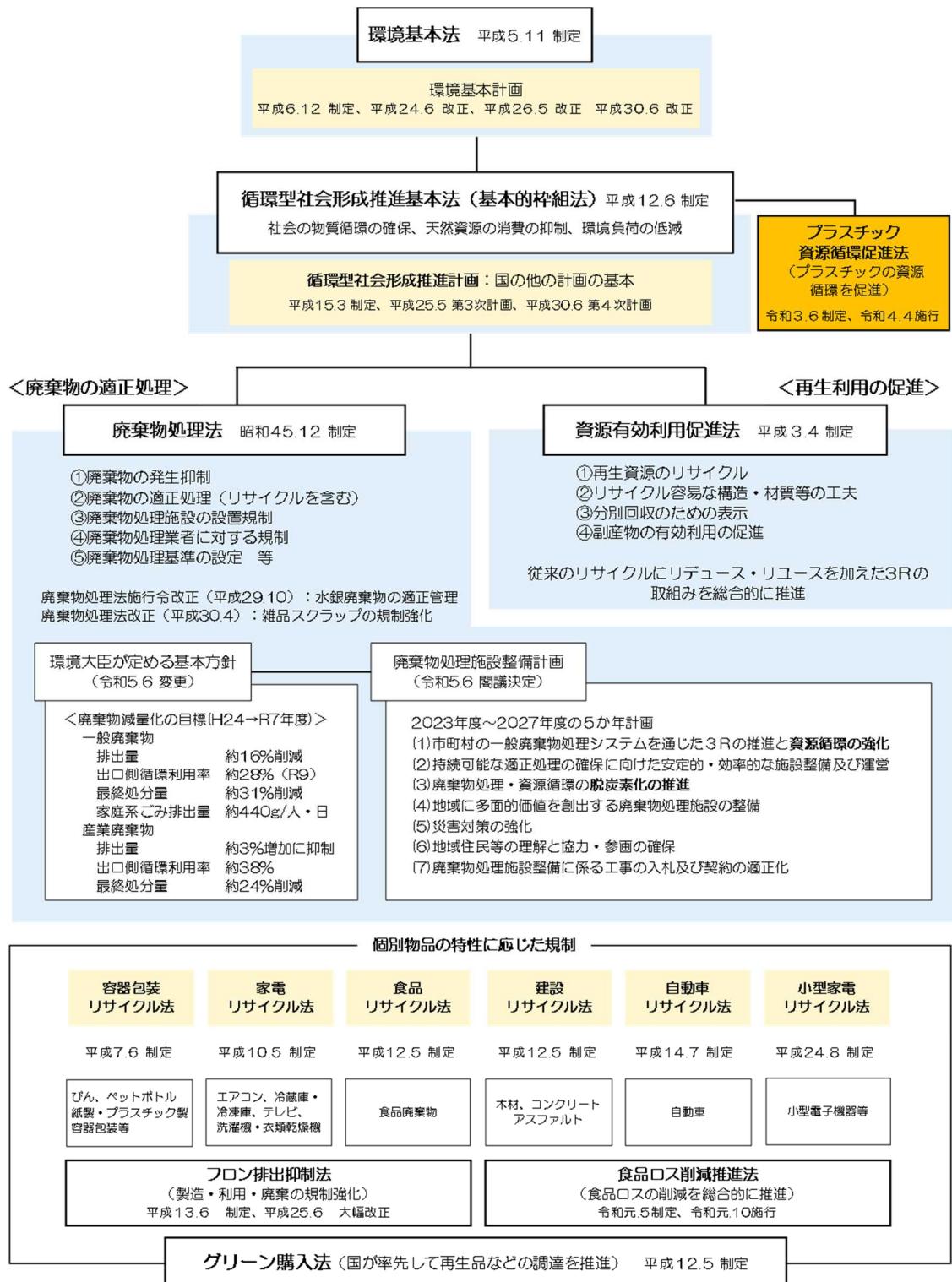
国は令和2(2020)年に「2050年までに国内の二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」ことを宣言するとともに、地方自治体等にも参画が促されました。

これを受け、本市は令和3(2021)年2月、再生可能エネルギーや環境教育など地球温暖化対策を進めるとともに、「緑に包まれた美しいまち」京田辺を次世代につなぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を山城地域では最初に宣言し、市民・事業者・市が一体となって、その取組みを推進するとしています。

## (5) 関連法令の概況

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物処理法」、リサイクル関連の法律等の関係法令に基づいて策定するものです。廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系を図表4に示します。

図表4 廃棄物やリサイクルに関する法制度の体系



出典:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(H26.2、環境省)に加筆

## (6) 国・京都府の目標

国の目標を図表5に、京都府の目標を図表6に示します。

図表5 国の一般廃棄物に関する目標

方針・計画		廃棄物処理基本方針 基本的な方針の改定 (令和5(2023)年6月30日)	第4次循環型社会 形成推進基本計画 (平成30(2018)年6月)
基準年度		平成12(2000)年度	平成12(2000)年度
目標年度		令和7(2025)年度	令和7(2025)年度
目標 値	排出量	3,800万t	3,800万t 850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	440g/人・日(33%減)	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	1,100万t(39%減)
出口側の循環利用率		28%(令和9年度)	—
最終処分量		320万t(73%減)	320万t(73%減)
(最終処分率)		(8.4%)	(8.4%)

注1)「家庭系ごみ量」は資源物・集団回収を除いたごみ排出量

注2) 出口側の循環利用率=循環利用量(再使用・再生利用量) ÷ 廃棄物排出量

注3)「最終処分率」は目標値から計算した値

図表6 京都府の一般廃棄物に関する目標

項目	令和元(2019)年度 実績	令和12(2030)年度 目標
排出量 (1人1日当たりの排出量)	796千t (836g/人・日)	710千t (760g/人・日)
再生利用率	15.7%	20.0%
一般廃棄物の焼却により発生する 温室効果ガスの排出量	240千t-CO <sub>2</sub>	162千t-CO <sub>2</sub>
最終処分量	107千t	92千t
(最終処分率)	(13.4%)	(13.0%)

出典：京都府循環型社会形成計画(第3期)

## (7) SDGsの動向

### ア. SDGsの潮流

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、国はさまざまな主体による循環型社会の形成に関する取組みの促進に力を入れています。国が平成30（2018）年に策定した「第五次環境基本計画」や、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げており、今後はSDGsの目標達成に貢献する活動が求められます。

図表7 SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター

### イ. 本計画とSDGsとの関連

国の「第五次環境基本計画」では、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則として、SDGsの考え方を組み込まれています。

これを受け、「第4次京田辺市総合計画」及び「第2次京田辺市環境基本計画（改定版）」では、施策の方向性は国際的な目標であるSDGsの理念と重なると考え、各施策とSDGsの17の目標の関係を整理してとりまとめています。本計画においても、上位計画の考え方を踏襲し、本計画を推進し、持続可能な循環型社会の構築を目指すことが、SDGs達成にも結びつくことと認識して、取組みを進めていきます。

なお、本計画と関連するSDGsの目標を図表8に示します。

図表8 本計画と関連するSDGsの目標



## 第2章 京田辺市の概況

### 2-1 地勢

本市は、京都市、奈良市の中心部から約20km、大阪市の中心部からは約30kmと、大都市の中間にあります。

西から京阪奈丘陵に連なる甘南備山などの山地部、市街地の広がる丘陵部、東に流れる淀川の三大支流の一つである木津川がつくりあげた沖積地からなる平野部で構成されています。

鉄道路線は、大阪市と木津川市を結ぶJR片町線、京都市と奈良市を結ぶ近鉄京都線が通っており、広域幹線道路網も充実していることから、周辺都市へのアクセスが大変便利な立地です。

気候は、瀬戸内式気候に属しており、令和4（2022）年の年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,487mmで、温暖で比較的過ごしやすい気候となっています。

図表9 京田辺市の位置

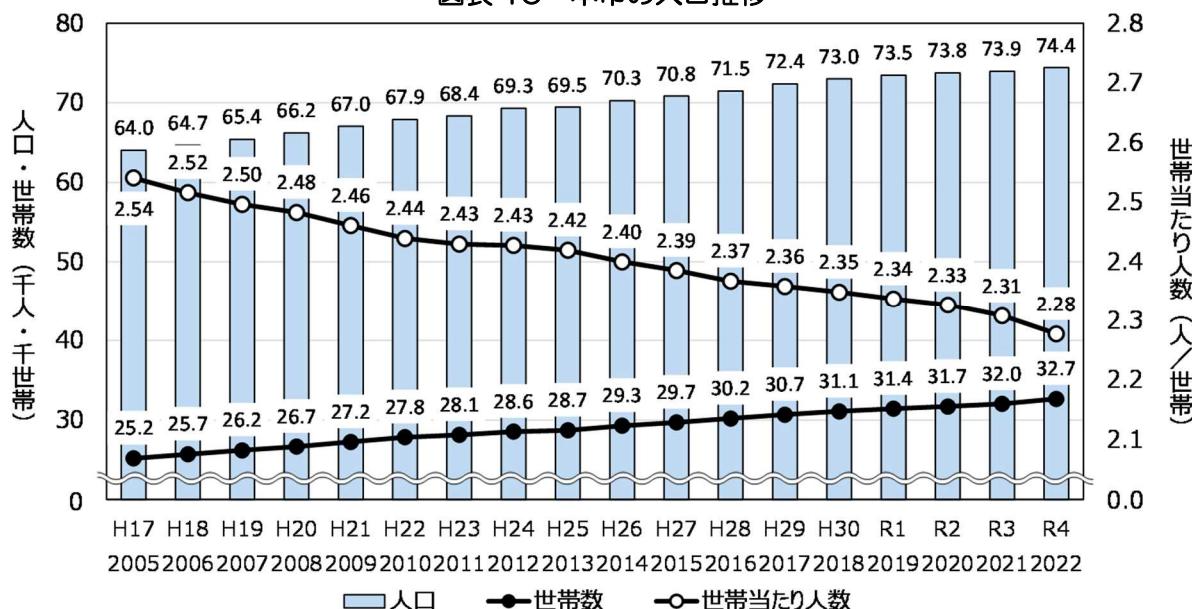


### 2-2 人口動態

#### （1）人口、世帯数と世帯当たりの人員数の推移

本市の人口は、昭和40（1965）年以降、北部地域における大規模な住宅地開発などにより急激に増加しています。近年では、多くの市町村が人口減少に転じている中、本市は現在も増加傾向にあります。世帯当たりの人数は減少を続け、核家族化の進行を示しています。

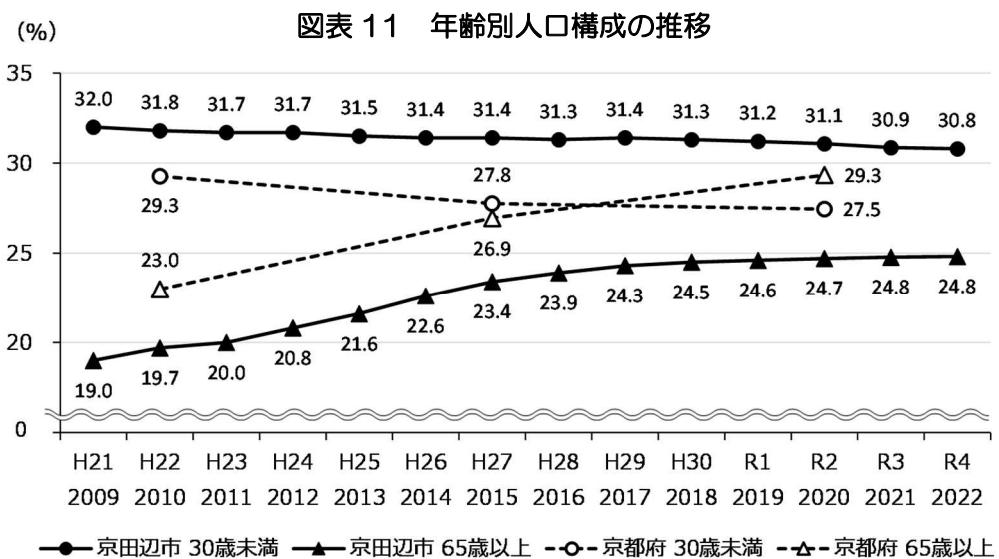
図表10 本市の人口推移



出典：京都府推計人口（各年10月1日）

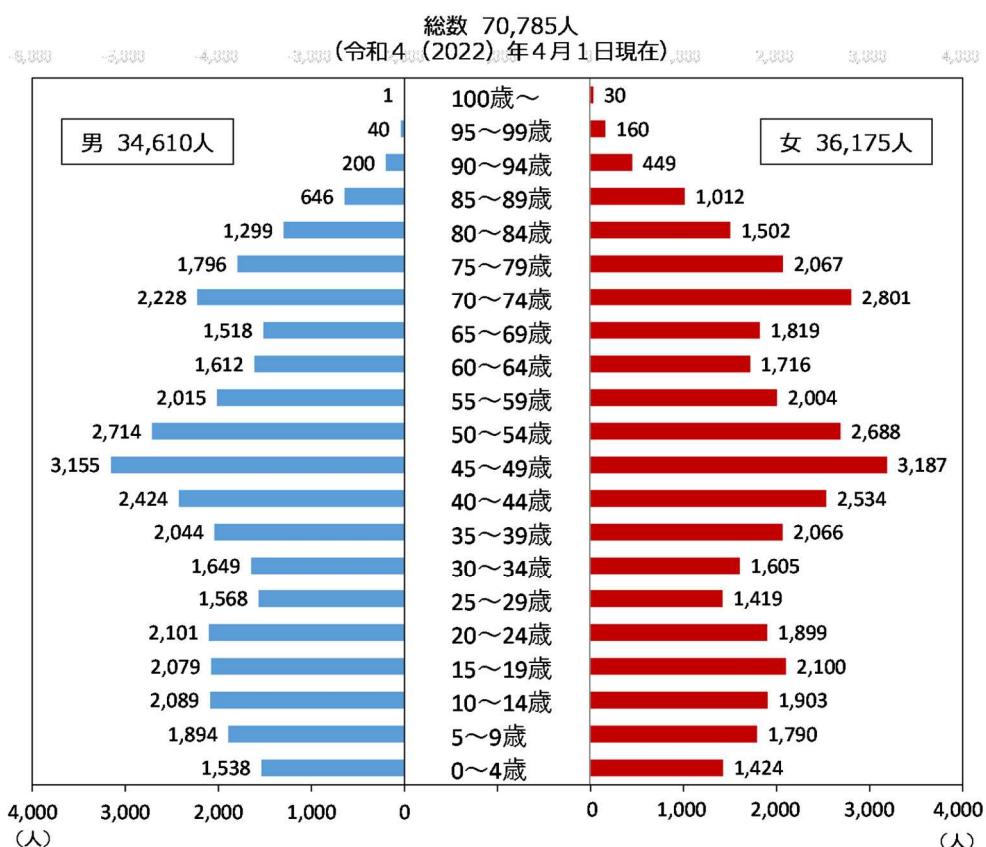
## (2) 男女別・年齢別人口

本市の人口について、高齢者（65歳以上）の占める割合及び若者（30歳未満）の占める割合の推移を見ると、高齢者の占める割合は増加傾向にあり、若者の占める割合は微減傾向です。一方、京都府の平均と比較すると、本市は高齢者の占める割合がやや低く、若者の占める割合がやや高くなっています。



出典：京田辺市統計書、京都府統計書及び・国勢調査

## 図表 12 男女別・年齢別人口



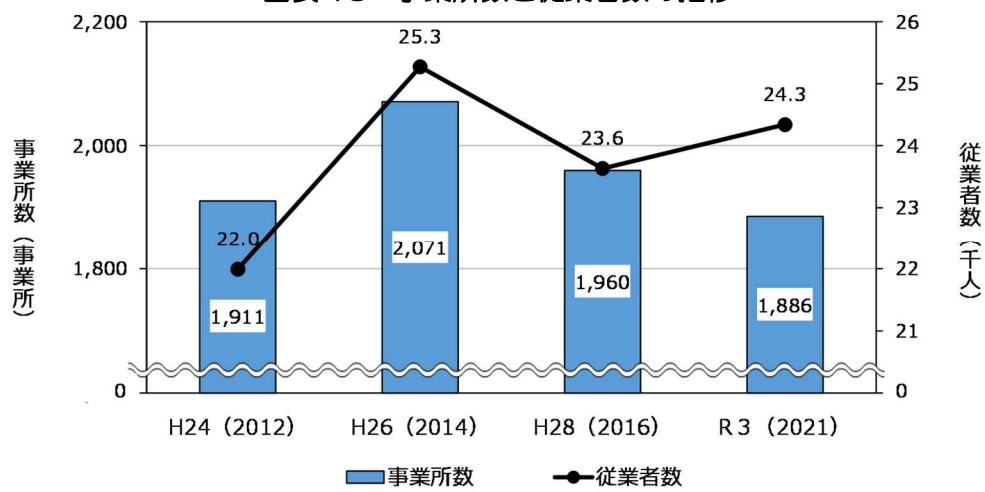
出典：京田辺市統計書より作成

## 2-3 産業の動向

本市の令和3（2021）年度の事業所数は1,886事業所、従業者数は24,342人となっており、事業所数は減少傾向ですが、従業者数は令和3（2021）年度にやや増加しています。

事業所数の内訳は第1次産業が0.3%、第2次産業が15.7%、第3次産業が83.9%であり、従業者数の内訳は第1次産業が0.1%、第2次産業が24.3%、第3次産業が75.7%となっており、事業所数も従業者数も第3次産業が多くを占めています。第3次産業の中では、卸売業・小売業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービスの割合が高くなっています。

図表 13 事業所数と従業者数の推移



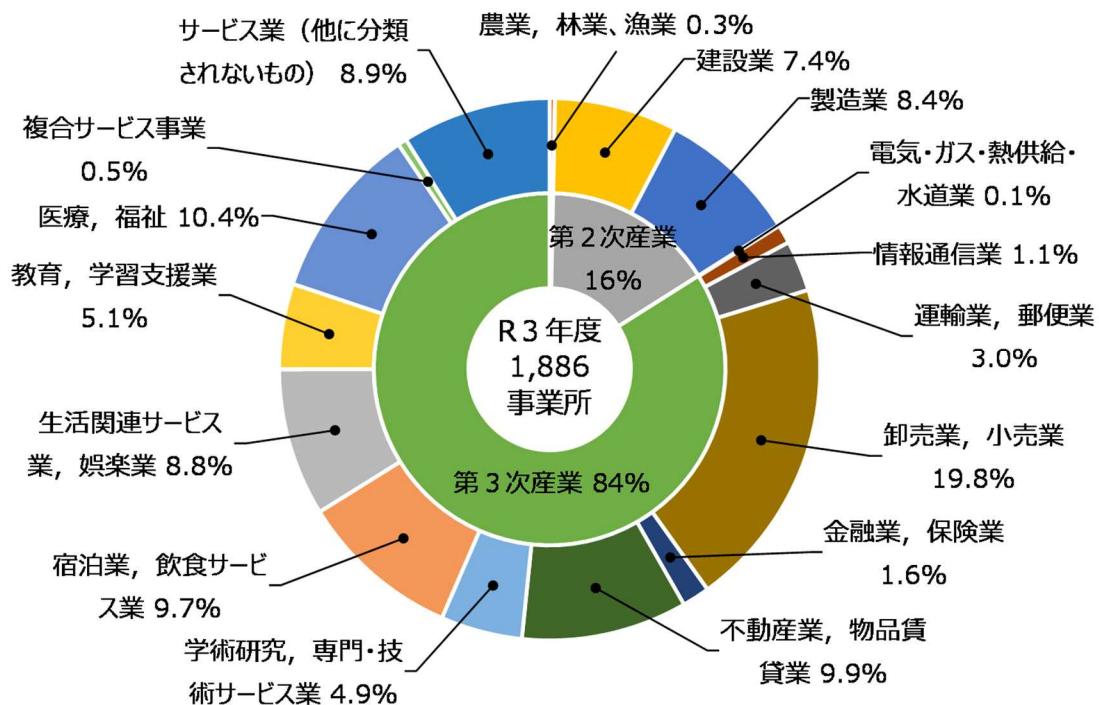
出典：経済センサス（民営事業所）

図表 14 産業分類別の事業所数と従業者数の推移

産業大分類	平成24（2012）年		平成26（2014）年		平成28（2016）年		令和3（2021）年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	1,911	21,992	2,071	25,272	1,960	23,632	1,886	24,342
第1次産業	3 (0.2%)	19 (0.1%)	4 (0.2%)	12 (0.0%)	2 (0.1%)	8 (0.0%)	6 (0.3%)	22 (0.1%)
農業、林業、漁業	3 (16.3%)	19 (22.7%)	4 (15.9%)	12 (22.4%)	2 (16.3%)	8 (22.1%)	297 (15.7%)	5,903 (24.3%)
第2次産業	312	4,992	330	5,673	319	5,224	297	5,903
鉱業、探石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	153	948	156	965	147	873	139	913
製造業	159	4,044	174	4,708	172	4,351	158	4,990
第3次産業	1,596 (83.5%)	16,981 (77.2%)	1,737 (83.9%)	19,587 (77.5%)	1,639 (83.6%)	18,400 (77.9%)	1,583 (83.9%)	18,417 (75.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	3	45	-	-	1	1
情報通信業	26	138	25	118	22	79	21	76
運輸業、郵便業	42	1,624	45	1,518	53	2,091	57	2,195
卸売業、小売業	410	4,207	418	3,995	402	4,089	374	3,901
金融業、保険業	33	496	34	343	30	366	31	345
不動産業、物品賃貸業	248	732	231	726	213	686	187	621
学術研究、専門・技術サービス業	73	228	81	444	75	338	92	365
宿泊業、飲食サービス業	192	2,222	206	2,273	209	2,250	182	1,922
生活関連サービス業、娯楽業	148	977	169	1,009	178	1,065	166	1,030
教育、学習支援業	117	2,128	152	3,088	119	1,848	97	1,746
医療、福祉	157	2,840	210	4,494	192	4,052	197	4,559
複合サービス事業	10	121	10	318	10	320	10	300
サービス業（他に分類されないもの）	140	1,268	153	1,216	136	1,216	168	1,356

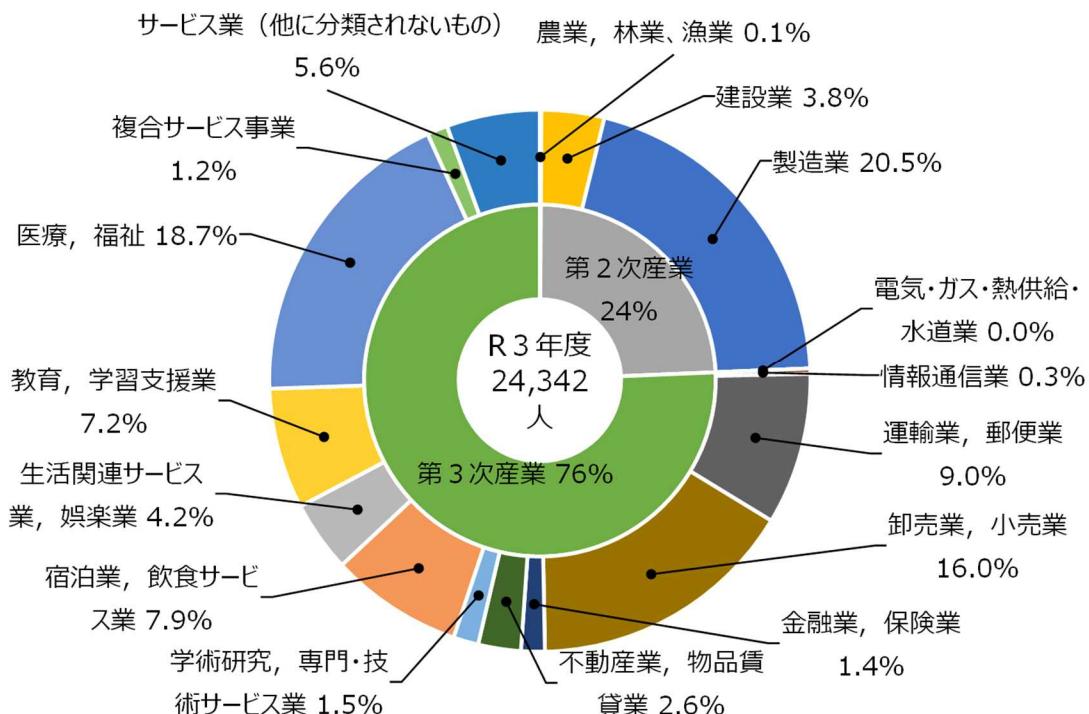
出典：経済センサス（民営事業所）

図表 15 産業分類別事業所数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

図表 16 産業分類別従業者数（令和3（2021）年度）



出典：経済センサス（民営事業所）

## 2-4 関連計画

### (1) 第4次京田辺市総合計画（令和2（2020）年3月）

本市の最上位計画である「第4次京田辺市総合計画」は、「基本構想」と「まちづくりプラン」で構成され、令和2（2020）年度から令和13（2031）年度を計画期間としています。「まちづくりプラン」は前期4年、中期4年、後期4年とし、「緑豊かで健康な文化田園都市」を目指した重点プロジェクトを推進しています。

#### 重点プロジェクトIV まちの利点を生かした産業振興と未来への基盤づくり

##### ＜目的・ねらい＞

家庭や事業所における地球温暖化対策の促進や、環境負荷の少ない可燃ごみ広域処理施設の整備により、未来に向けて持続可能なまちづくりを推進します。

##### ＜事業メニュー＞

アクション	重点取組み	事業名
3 環境負荷の少ないごみ処理施設の整備	枚方市との広域化による可燃ごみ広域処理施設の整備	可燃ごみ広域処理施設の整備事業 2-3-2

### (2) 第2次京田辺市環境基本計画（令和2（2020）年5月）

「第4次京田辺市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するための総合的な計画であり、「循環型社会を形成し、環境にやさしいまち」を目標の1つとして掲げ、ごみの発生抑制及び再使用（リユース）の促進、分別排出・リサイクルの促進、環境負荷の小さいごみ処理を推進することにより環境負荷を低減することとしています。

##### ＜望ましい環境像＞

豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺

##### 【基本目標3 社会環境】循環型社会を形成し、環境にやさしいまち

###### 3-1 ごみの発生抑制及び再使用（リユース）の促進

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進などを図ります。

###### 3-2 分別排出・リサイクルの促進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）を実践し、環境負荷の少ない循環型社会づくりの推進などを図ります。

###### 3-3 環境負荷の小さいごみ処理の推進

環境負荷の小さいごみの適正処理を推進し、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

### （3）第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和5（2023）年3月）

第2次京田辺市環境基本計画で目指す「豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺」を実現するための個別計画の1つであり、二酸化炭素の排出を抑制するための「緩和策」と、既に現れ始めている、又は中長期的に避けられない気候変動の影響・被害を回避・軽減するための「適応策」の両方を講じていくことで、地球温暖化対策を進めていくこととしています。

#### ＜計画が目指す本市の未来の姿＞

領 域	具体的なイメージ
①暮らし	<ul style="list-style-type: none"><li>市民の暮らす住まいは、断熱性能に優れ、省エネ性能の良い設備を導入し、暮らしで使用する電力は、太陽光発電設備などで賄われ、快適でCO<sub>2</sub>を排出しない暮らしが標準的なものになっています。</li><li>また、食べ物についても、地元の食材、近郊の資源を消費するなど循環型の暮らしが定着しています。</li></ul>
②事業活動	<ul style="list-style-type: none"><li>事業活動で使用される建物は、断熱性能に優れ、省エネ性能の良い設備を導入し、建物で使用する電力は、太陽光発電設備などで賄われ、エネルギーを自給自足する建物が標準的なものになっています。</li><li>また、テレワークなどのデジタル化を通じて、労働環境や時間にとらわれない多様な働き方が定着しています。</li></ul>
③移動	<ul style="list-style-type: none"><li>自家用車、商用車、バスなどの電動化、EV<sup>1</sup>充電設備の普及やEVカーシェアの普及などにより、化石燃料に依存しない移動方法が定着しています。</li><li>また、MaaS<sup>2</sup>等の公共交通機関の快適性・利便性を向上させる新たな交通サービスが定着しています。</li></ul>
④エネルギー	<ul style="list-style-type: none"><li>市内の建物、未利用土地などに、本市の農山村風景、河川風景など多様な景観に配慮した再生可能エネルギー設備が最大限導入されています。</li><li>また、地域全体で使用する電力は、地域内で発電された再生電力が標準的になり、地域経済循環に貢献しています。</li></ul>

<sup>1</sup> 「EV」とは“Electric Vehicle”の略で、「電気自動車」のことです。「EV」は、ガソリンを燃料するエンジンとは違い、排気ガスや有害物質の発生を抑えることができます。

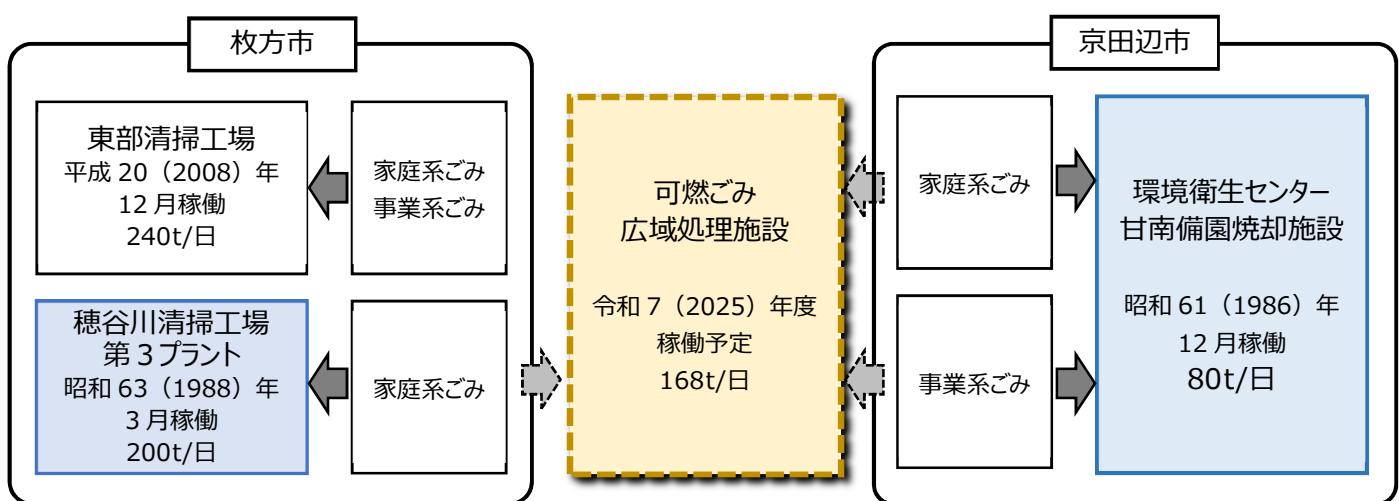
<sup>2</sup> MaaS（マース：Mobility as a Service）とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。（国土交通省「日本版 MaaS の推進」ホームページより）

#### (4) 可燃ごみ広域処理施設整備基本計画 (平成28(2016)年3月、枚方市・京田辺市)

京田辺市と大阪府枚方市が、平成26(2014)年12月に各々策定した「ごみ処理施設整備基本構想」を踏まえ、地域の状況や立地条件、法規制等を把握し、最新の技術動向を考慮した安全で安定したごみ処理を行う可燃ごみ広域処理施設の整備に向けて施設規模、処理方式、公害防止計画及び施設配置計画等の基本的事項を整理することを目的に策定したものです。

可燃ごみ広域処理は枚方市の穂谷川清掃工場第3プラントと本市の環境衛生センター甘南備園焼却施設に代わる後継施設として、環境保全性を最も重視するとともに、資源やエネルギーの有効利用（資源循環）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、環境衛生センター甘南備園隣接地で整備が進められています。

図表 17 可燃ごみ広域処理施設の概要





## 第1部 ごみ処理基本計画

# 第1章 ごみ処理の現況と課題

## 1-1 ごみ処理の概要

### (1) 京田辺市におけるごみ処理の経緯

本市は、昭和26（1951）年に1町4村の合併により人口15,000人を擁する田辺町として誕生しました。当時のごみ処理は地元区ごとに自家処理を行っており、農業利用を行っていたとする記録が残っています。その後、昭和36（1961）年には田辺区でごみ収集が開始され、順次他の区に広まっていきました。同年、地元からの請願により現在の焼却施設がある敷地で最初のごみ焼却炉（処理能力4トン／日、8時間稼働）が完成し、同地での埋立が開始されました。その後、人口増に伴う3度の焼却炉の増設を経て、昭和56（1981）年には埋立処分地である「京田辺市環境衛生センター天王碧水園（以下、「天王碧水園」という。）」が完成し、同地での埋立を開始しました。

昭和57（1982）年には、老朽化していた当時の焼却炉の対策のため、地元区から焼却炉の更新に関する請願が相次いで出され、これに応じる形で現在の焼却施設「京田辺市環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」という。）」を昭和61（1986）年に建設しました。

平成4（1992）年には、ごみの減量を目的とし、再生資源集団回収事業及び生ごみ自家処理容器購入費用への補助金の交付を開始し、平成5（1993）年には家庭系ごみの収集日が週5日になり、現在の家庭系ごみ収集の原形が作られました。また、平成8（1996）年には田辺町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び分別収集計画を策定しました。

平成9（1997）年には単独で市制移行し、京田辺市となりました。このときに、京田辺市ごみ減量化推進委員会が設置されました。

平成10（1998）年には、ごみ袋が透明又は白色半透明のものに限られ、平成14（2002）年には第1回リユースフェアが開催されました。これは、京田辺ネットワークの会かがやきや京田辺生活学校、同志社大学の学生等様々な市民団体と協働したもので、平成19（2007）年の市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」の設立につながっていきました。

平成18（2006）年には、リサイクル工場・プラザ館が完成しました。平成19（2007）年度には同施設の1フロアを活用し、市民ボランティア団体「京田辺エコパークかんなび」と市との協働事業として、リユース品の常設展示等が開始され、現在に至っています。

平成22（2010）年には、にこにこ収集（福祉収集サービス）を開始し、ごみ行政の側面から福祉への一助を担っています。平成23（2011）年には、新田辺東商店街の空き店舗を活用し、「京田辺エコパークかんなびキララ店」を開設しました。

平成25（2013）年よりごみ焼却施設の施設更新に向けて検討を行い、平成26（2014）年にごみ処理施設整備基本構想を策定、枚方市との広域処理に関する基本合意書を締結しました。また、同年には、小型家電リサイクルを開始しています。

平成27（2015）年7月には共同処理施設の整備に向けて枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置し、平成28年（2016年）3月に大阪府枚方市と共同で可燃ごみ広域処理施設整備基本計画を策定し、平成28年（2016）年5月には枚方京田辺環境施設組合を設立し、可燃ごみ広域処理施設整備に向けた各種事業に取り組みました。令和5年度からは施設建設工事が始まっています。

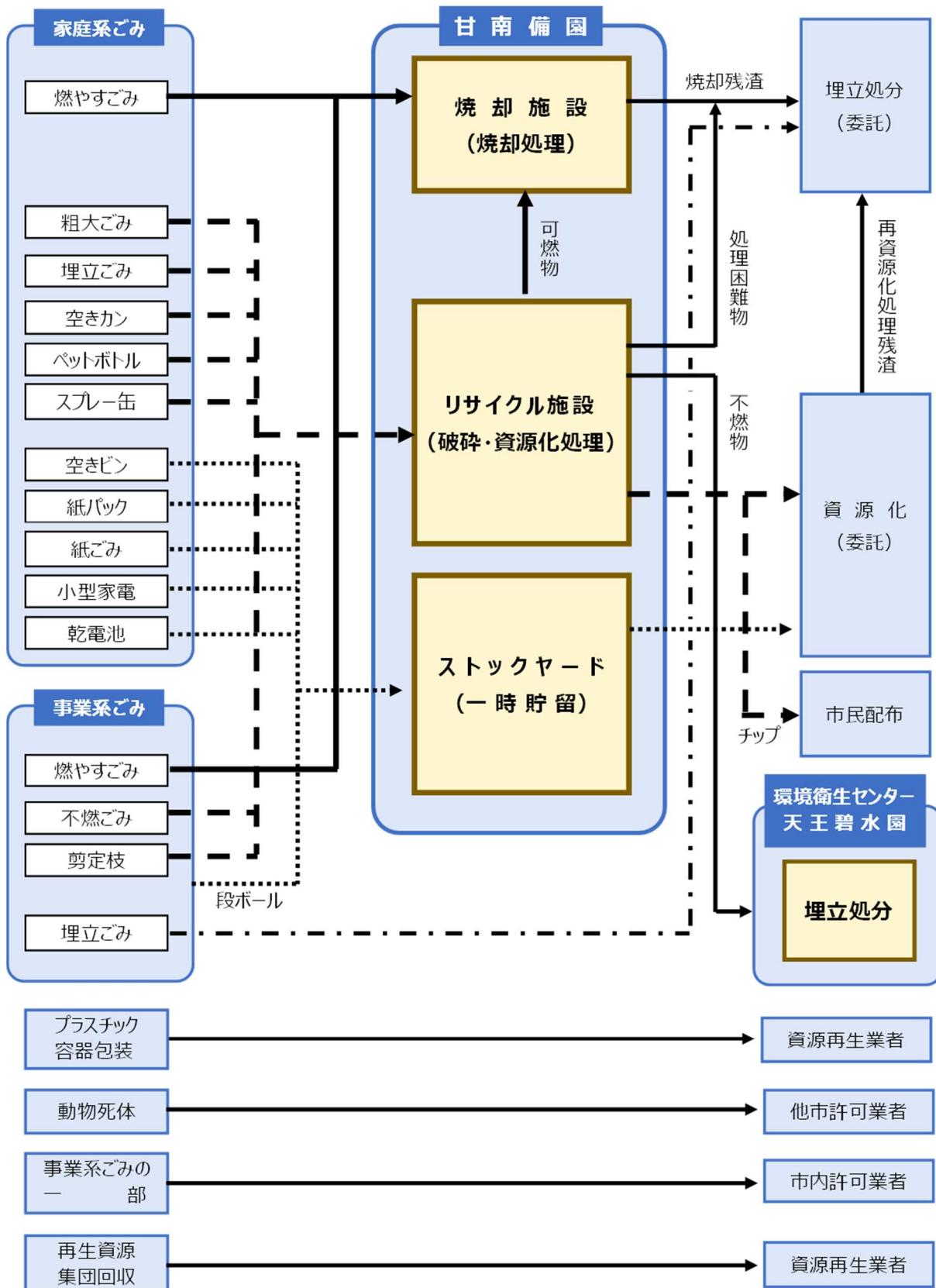
平成28（2016）年2月には京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見直し、これに基づき、平成28（2016）年より分別収集区分の変更、プラスチック容器包装と紙ごみの分別収集の開始、粗大ごみの有料化、市民持込ごみの有料化を実施しています。

詳細については、【資料1】「本市におけるごみ処理の経緯」に示します。

## (2) 京田辺市のごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理の流れを図表18に示します。

図表 18 本市のごみ処理の流れ

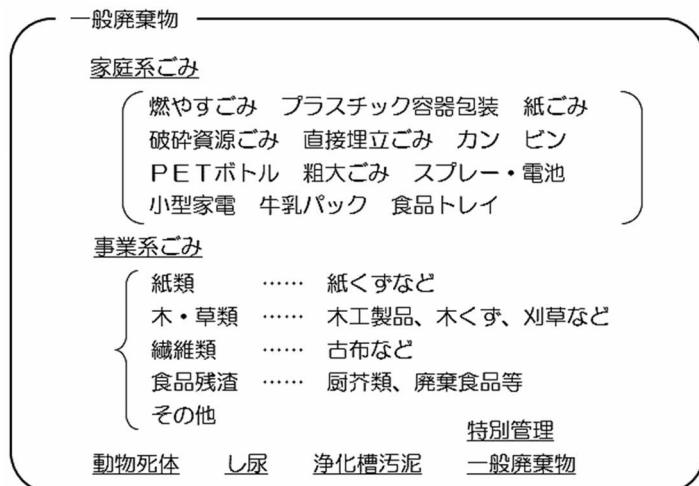


### (3) 一般廃棄物の種類

本市では、市内で発生する一般廃棄物を図表19のとおり区分しています。

この区分は、甘南備園における処理フローや分別区分とは異なりますが、一般廃棄物処理業の許可は以下の区分ごとに事業の範囲が設定されます。

図表 19 一般廃棄物の種類



### (4) ごみの分別区分

本市の分別区分を図表20に示します。家庭系ごみは平成28（2016）年にプラスチック容器包装と紙ごみを加え、現在は14種類としています。事業系ごみは4種類で、自己搬入や許可業者による収集で処理しています。

図表 20 ごみの分別区分

分別区分	対象品目
家庭系	燃やすごみ
	粗大ごみ
	直接埋立ごみ
	スプレー缶
	破碎ごみ
	危険ごみ・特殊ごみ
	プラスチック容器包装
	空きカン
	空きピン
	ペットボトル
	乾電池
	紙パック
	紙ごみ
	小型家電
事業系	燃やすごみ
	不燃ごみ
	埋立ごみ
	剪定枝

注) 事業系の分別区分は公式な呼称ではなく、自己搬入や許可業者の収集で用いている区分です。

## 1-2 ごみの排出量

### (1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量は、図表21から図表23に示すとおりです。

令和3(2021)年度のごみ排出量は18,820tで、平成24(2012)年度と比較して約10%減少していますが、平成30(2018)年度以降は概ね横ばいで推移しています。

図表21 ごみ排出量の推移

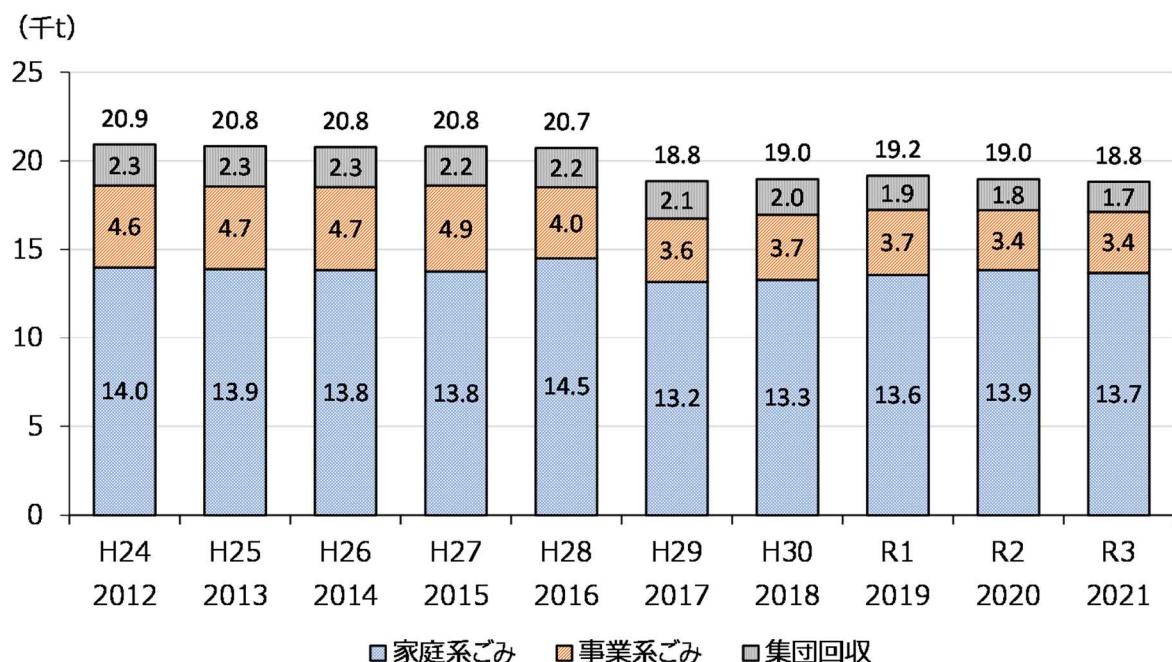
区分	年度	単位	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
推計人口	人	68,982	69,518	70,054	70,835	71,490	72,373	73,016	73,450	73,753	73,946	
年間日数	日/年	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	12,629	12,412	12,497	12,372	11,736	11,123	11,108	11,325	11,389	11,320
	粗大ごみ	t/年	290	343	311	305	555	244	286	332	396	371
	不燃ごみ	t/年	421	458	390	391	1,249	598	681	714	751	677
	空きカン	t/年	66	71	57	65	42	48	58	64	78	66
	空きビン	t/年	446	452	433	434	427	411	397	367	381	377
	ペットボトル	t/年	129	137	134	159	153	147	158	161	170	175
	紙パック	t/年	4	4	5	3	7	2	1	2	2	2
	白色トレイ	t/年	3	3	2	3	2	0	0	0	0	0
	乾電池	t/年	13	13	14	18	18	14	15	17	17	18
	小型家電	t/年	0	0	3	10	4	6	5	13	9	8
事業系ごみ等	プラ容器	t/年	0	0	0	0	176	355	354	359	389	402
	古紙・段ボール	t/年	0	0	0	0	136	232	226	224	271	275
	資源物 小計	t/年	661	680	648	692	965	1,215	1,214	1,207	1,317	1,323
	家庭系 合計	t/年	14,001	13,893	13,846	13,760	14,505	13,180	13,289	13,578	13,853	13,691
	燃やすごみ	t/年	3,177	3,210	3,240	3,536	3,362	3,313	3,388	3,418	3,109	3,184
事業系ごみ等	不燃ごみ	t/年	1,177	1,111	1,119	980	239	126	138	114	119	125
	埋立ごみ	t/年	111	164	148	173	219	15	17	11	10	9
	汚泥	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	t/年	136	156	157	151	134	107	116	102	98	99
	不法投棄物・災害ごみ等	t/年	9	23	12	16	47	13	22	20	30	20
事業系	プラ容器	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	古紙・段ボール	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物 小計	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系 合計		t/年	4,610	4,664	4,676	4,856	4,001	3,574	3,681	3,665	3,366	3,437
排出量合計		t/年	18,611	18,557	18,522	18,616	18,506	16,754	16,970	17,243	17,219	17,128
集団回収	紙類	t/年	2,164	2,098	2,094	2,026	2,054	1,919	1,825	1,749	1,619	1,559
	缶類	t/年	48	48	50	50	50	50	51	50	53	49
	布類	t/年	101	118	106	112	124	124	124	127	82	84
	集団回収 合計	t/年	2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692
総排出量		t/年	20,924	20,820	20,772	20,804	20,734	18,847	18,970	19,169	18,973	18,820

注1) 推計人口は「京都府推計人口」(各年度10月1日現在)の値です。

注2) 家庭系の「不燃ごみ」は「直接埋立ごみ、スプレー缶、破碎ごみ、危険ごみ」を指します。

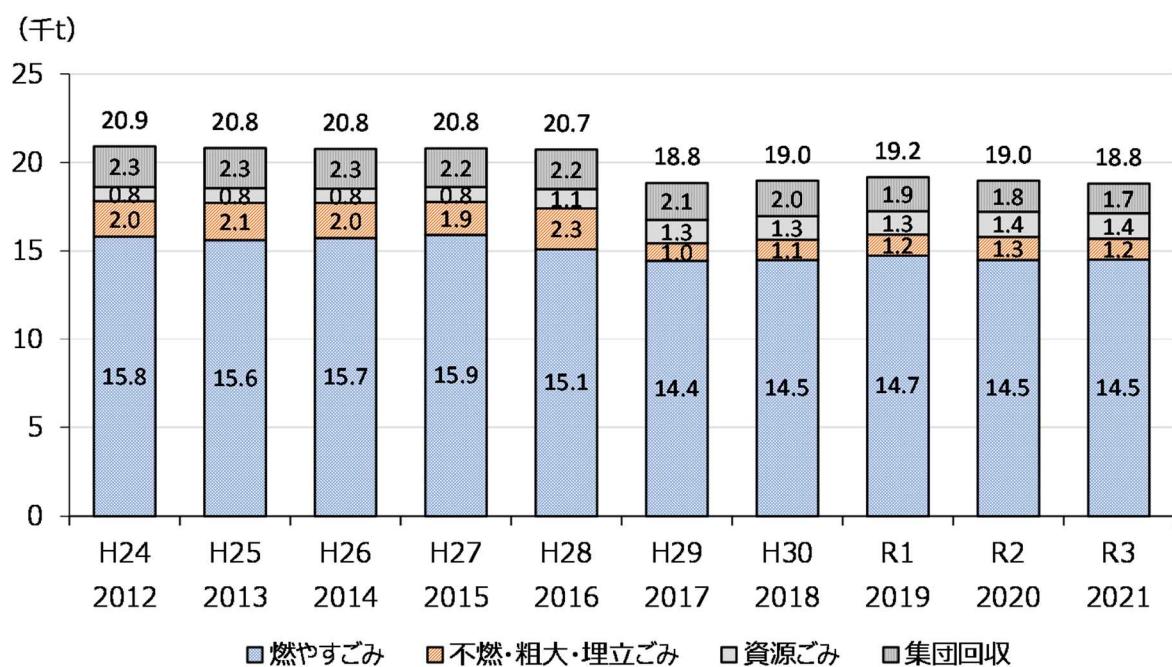
収集形態別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、家庭系ごみは約2%減、事業系ごみは約26%減、集団回収は約26%減となっています。

図表22 ごみ排出量の推移（収集形態別）



ごみ種類別に平成24（2012）年度と令和3（2021）年度を対比すると、燃やすごみは約8%減、不燃・粗大・埋立ごみは約40%減、資源ごみは約75%増となっています。

図表23 ごみ排出量の推移（ごみ種類別）



## (2) 一人一日平均排出量の推移

本市の一人一日平均排出量は、図表24に示すとおりです。

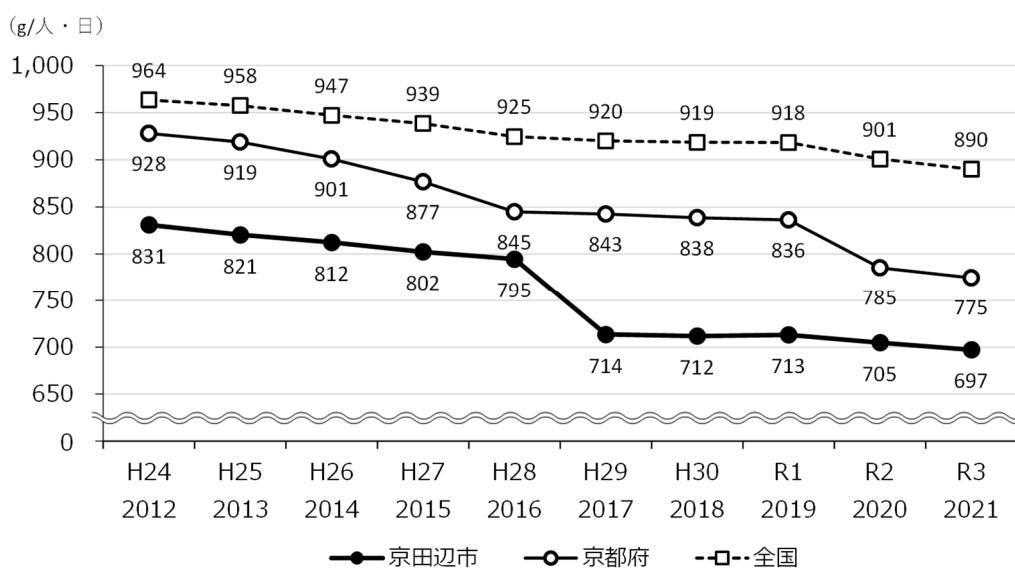
一人一日平均排出量は、減少傾向を続けており、京都府平均及び全国平均と比較しても少ない排出量となっています。

図表24 一人一日平均排出量の推移

区分	年度	単位	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
家庭系ごみ	燃やすごみ	g/人・日	501.6	489.2	488.7	477.2	449.8	421.1	416.8	421.3	423.1	419.4
	粗大ごみ	g/人・日	11.5	13.5	12.2	11.8	21.3	9.2	10.7	12.3	14.7	13.7
	不燃ごみ	g/人・日	16.7	18.0	15.3	15.1	47.9	22.6	25.6	26.6	27.9	25.1
	空きカン	g/人・日	2.6	2.8	2.2	2.5	1.6	1.8	2.2	2.4	2.9	2.4
	空きビン	g/人・日	17.7	17.8	16.9	16.7	16.4	15.6	14.9	13.7	14.2	14.0
	ペットボトル	g/人・日	5.1	5.4	5.2	6.1	5.9	5.6	5.9	6.0	6.3	6.5
	紙パック	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
	白色トレイ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
	乾電池	g/人・日	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
	小型家電	g/人・日	—	—	0.1	0.4	0.2	0.2	0.2	0.5	0.3	0.3
事業系ごみ等	プラ容器	g/人・日	—	—	—	0.0	6.7	13.4	13.3	13.4	14.5	14.9
	古紙・段ボール	g/人・日	—	—	—	0.0	5.2	8.8	8.5	8.3	10.1	10.2
	小計	g/人・日	26.2	26.8	25.2	26.6	37.1	46.0	45.6	45.0	49.0	49.1
	計	g/人・日	556.0	547.5	541.4	530.7	556.1	498.9	498.7	505.2	514.7	507.3
事業系ごみ等	燃やすごみ	t/日	8.7	8.8	8.9	9.7	9.2	9.1	9.3	9.3	8.5	8.7
	不燃ごみ	t/日	3.2	3.0	3.1	2.7	0.7	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3
	埋立ごみ	t/日	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	汚泥	t/日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	剪定枝	t/日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	不法投棄物・災害ごみ等	t/日	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
排出量合計	計	t/日	12.6	12.7	12.8	13.3	11.0	9.7	10.1	10.0	9.2	9.4
	排出量合計	g/人・日	739.2	731.3	724.4	718.1	709.2	634.2	636.8	641.4	639.6	634.6
	集団回収	g/人・日	91.9	89.2	88.0	84.4	85.4	79.2	75.0	71.6	65.2	62.7
京都府平均	総排出量	g/人・日	831.0	820.5	812.4	802.4	794.6	713.5	711.8	713.1	704.8	697.3
	京都府平均	g/人・日	928.0	918.8	900.9	876.5	844.8	842.5	838.4	836.3	785.4	774.7
全国平均	全国平均	g/人・日	963.5	957.5	947.2	938.5	924.6	920.1	918.6	918.3	900.8	890.0

注1) 家庭系の「不燃ごみ」は「直接埋立ごみ、スプレー缶、破碎ごみ、危険ごみ」を指します。

注2) 京都府平均及び全国平均は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）を参照しています。



注1) 本市の原単位は京都府推計人口（各年度10月1日現在）をもとに算出しています。

注2) 京都府と全国の値は、一般廃棄物処理実態調査（環境省）の値を参照しています。

### (3) 資源化量の推移

甘南備園に集められたごみの一部は、資源化し、焼却ごみ量を減らしています。空きカン、スプレー缶及びペットボトルについては、リサイクル工場にて選別、圧縮後、売却しています。粗大ごみ、埋立ごみについては、リサイクル工場にて破碎後、磁力選別機で鉄・アルミを分け、資源化して売却しています。

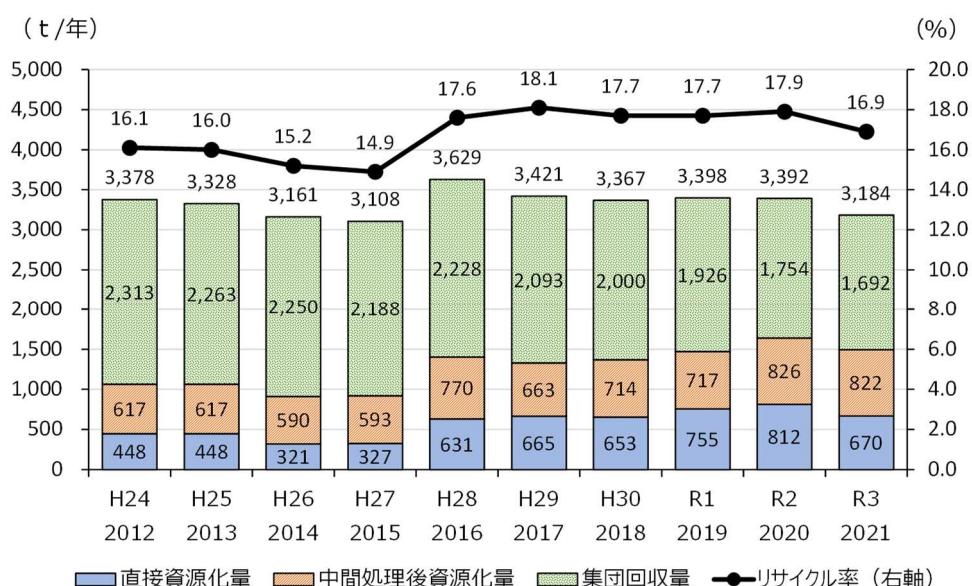
また、空きビン、紙パック、白色トレイ及び段ボールについては、専門業者に委託し、資源化しています。剪定枝はリサイクル工場の専用の機械で破碎し、天王碧水園にて土壌改良などに使用する樹木チップとして資源化し市民に配布しています。

また、自治会や子ども会などの地域で取り組む再生資源集団回収事業に対して補助金を交付して経済的インセンティブを付し、リサイクルの普及を図っています。

図表 25 資源化量の推移

(単位: t/年)

区分	年度	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	
総排出量		20,924	20,820	20,772	20,804	20,734	18,847	18,970	19,169	18,973	18,820	
直接資源化量	紙パック	4	4	5	3	7	2	1	2	2	2	
	白色トレイ	3	3	2	3	2	—	—	—	—	—	
	空きビン	428	428	297	293	424	288	278	364	395	240	
	乾電池	13	13	14	18	18	14	15	17	17	18	
	小型家電	—	—	3	10	4	6	5	13	9	8	
	プラスチック容器包装	—	—	—	0	176	355	354	359	389	402	
	小計	448	448	321	327	631	665	653	755	812	670	
中間処理後資源化量	鉄類	粗大鉄	210	209	182	185	234	108	133	151	201	191
		缶類	49	44	38	35	33	35	41	45	49	40
	アルミ類	粗大アルミ	13	12	11	11	13	9	11	12	16	12
		缶類	17	16	13	12	11	11	13	16	21	19
		ペットボトル	117	107	120	116	123	126	132	138	138	152
		剪定枝	123	144	147	151	116	95	115	96	96	95
		古紙・古布	88	85	79	83	195	251	242	238	280	291
		スクラップ等	—	—	—	—	45	28	27	21	25	22
	小計	617	617	590	593	770	663	714	717	826	822	
集団回収量		2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692	
リサイクル量		3,378	3,328	3,161	3,108	3,629	3,421	3,367	3,398	3,392	3,184	
リサイクル率 (%)		16.1	16.0	15.2	14.9	17.6	18.1	17.7	17.7	17.9	16.9	



#### (4) 中間処理の推移

中間処理の推移を図表26に示します。令和3（2021）年度の実績をみると、焼却量は15,298tであり、平成24（2012）年度と比べて約11%減少しています。破碎量は1,133tであり、約40%減少しています。

集団回収を含めたリサイクル量は3,184tであり、ほぼ横ばいですが、リサイクル率は平成29（2017）年度に18.2%まで上昇しましたが、令和3（2021）年度は16.9%まで減少しています。

最終処分量は2,101tであり、平成24（2012）年度と比べて約12%減少しています。

図表26 中間処理の推移

区分	年度	単位	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
焼却処理		t/年	17,205	17,045	17,109	17,170	16,744	15,158	15,299	15,612	15,393	15,298
燃やすごみ合計		t/年	15,806	15,622	15,737	15,908	15,098	14,436	14,496	14,743	14,498	14,504
中間処理後の可燃物		t/年	1,399	1,423	1,372	1,262	1,646	722	803	869	895	794
焼却残渣		t/年	2,042	1,979	1,878	2,232	1,923	1,694	1,593	1,797	1,738	1,741
中間処理（破碎）		t/年	1,896	1,934	1,833	1,692	1,986	932	1,071	1,121	1,231	1,133
可燃物		t/年	1,376	1,370	1,342	1,201	1,600	685	759	813	850	766
資源物		t/年	311	306	272	279	247	117	144	163	217	203
埋立物		t/年	209	258	219	212	139	130	168	145	164	164
中間処理（資源化）		t/年	195	208	191	224	436	476	498	508	584	576
可燃物		t/年	12	41	20	61	29	25	43	50	43	24
資源物		t/年	183	167	171	163	407	451	455	458	541	552
中間処理（剪定枝等）		t/年	136	156	157	151	134	107	116	102	98	99
可燃物		t/年	11	12	10	0	18	12	1	6	2	4
資源物		t/年	123	144	147	151	116	95	115	96	96	95
中間処理（空きビン）		t/年	446	452	433	434	427	411	397	367	381	377
資源物		t/年	428	428	297	293	424	288	278	364	395	240
埋立物		t/年	18	24	136	141	3	123	119	0	0	137
直接資源化量		t/年	20	20	24	34	207	377	375	391	389	402
プラスチック容器包装		t/年	—	—	—	0	176	355	354	359	389	402
その他		t/年	20	20	24	34	31	22	21	32	0	0
直接埋立量		t/年	111	164	148	173	212	103	75	84	21	59
集団回収量		t/年	2,313	2,263	2,250	2,188	2,228	2,093	2,000	1,926	1,754	1,692
リサイクル量		t/年	3,378	3,328	3,161	3,108	3,629	3,421	3,367	3,398	3,392	3,184
リサイクル率	%		16.1%	16.0%	15.2%	14.9%	17.5%	18.2%	17.7%	17.7%	17.9%	16.9%
最終処分量		t/年	2,380	2,425	2,381	2,758	2,277	2,050	1,955	2,026	1,923	2,101
最終処分率	%		11.4%	11.6%	11.5%	13.3%	11.0%	10.9%	10.3%	10.6%	10.1%	11.2%

注1) リサイクル量=中間処理資源物+直接資源化量+集団回収量

注2) リサイクル率=リサイクル量÷総排出量×100

注3) 最終処分率=最終処分量÷総排出量×100

### 1-3 ごみ処理の状況

#### (1) 収集運搬

家庭系ごみは、排出者が所定のごみ置き場まで排出し、本市が処理場までの収集運搬を行っています。市内を8地区に分けて収集を実施しています。

また、ごみ出しが困難な高齢者や障がいのある方などの生活支援の一つとして、戸別にごみ収集を行う「にこにこ収集」を実施しており、週1~2回、対象となる方の自宅玄関までの収集を行い、希望される場合には声かけを行っています。

図表 27 ごみ分別区分と収集体制

分別区分		収集頻度	収集形態	排出方法	収集体制			
家庭系	燃やすごみ	週2回	ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）			
	粗大ごみ	随時	戸別収集	電話予約のうえ、指定場所に排出	市（直営）			
	直接埋立ごみ	2か月に1回	ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）			
	スプレー缶							
	破碎ごみ	月1回						
	危険ごみ・特殊ごみ	2か月に1回						
	プラスチック容器包装	週1回						
	空きカン	月1回						
	空きビン							
	ペットボトル							
	乾電池	2か月に1回						
事業系	紙パック	—	拠点回収	公民館等の回収ボックスに排出	市（直営）			
	紙ごみ	月1回	ステーション方式	指定袋に入れて集積所に排出	市（直営、委託）			
	小型家電	—	拠点回収	公共施設等の回収ボックスに排出	市（直営）			
	燃やすごみ	随時	排出者による自己搬入若しくは京田辺市一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬。排出の方法及び収集の方法については、当該許可業者が定める。		排出者、許可業者			
	不燃ごみ				排出者			
	埋立ごみ				排出者			
	剪定枝				排出者、許可業者			

注) 事業系の分別区分は公式な呼称ではなく、自己搬入や許可業者の収集で用いている区分です。

## (2) 中間処理・最終処分

本市では受け入れた一般廃棄物を、甘南備園の各施設で中間処理（焼却、資源化）を実施しています。甘南備園では、定期的な補修・整備を計画的に実施することにより、安全かつ安定的な施設運営を実施しています。

甘南備園焼却施設は、昭和61（1986）年の稼働から37年が経過し、老朽化が進んでいるため、大阪府枚方市と共同で「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（平成28（2016）年3月）」を策定し、令和7（2025）年度の稼働を目指し、新たな焼却施設の整備を進めています。甘南備園焼却施設での焼却処理後に発生する焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下、「大阪湾フェニックスセンター」という。）に処分を委託しています。

甘南備園リサイクル工場では粗大ごみ、不燃物等の破碎と磁力選別機による資源物の選別、ペットボトル、空き缶などの資源物の手選別及び圧縮による資源化等を行っています。

天王碧水園では、陶器等の最終処分を行っています。

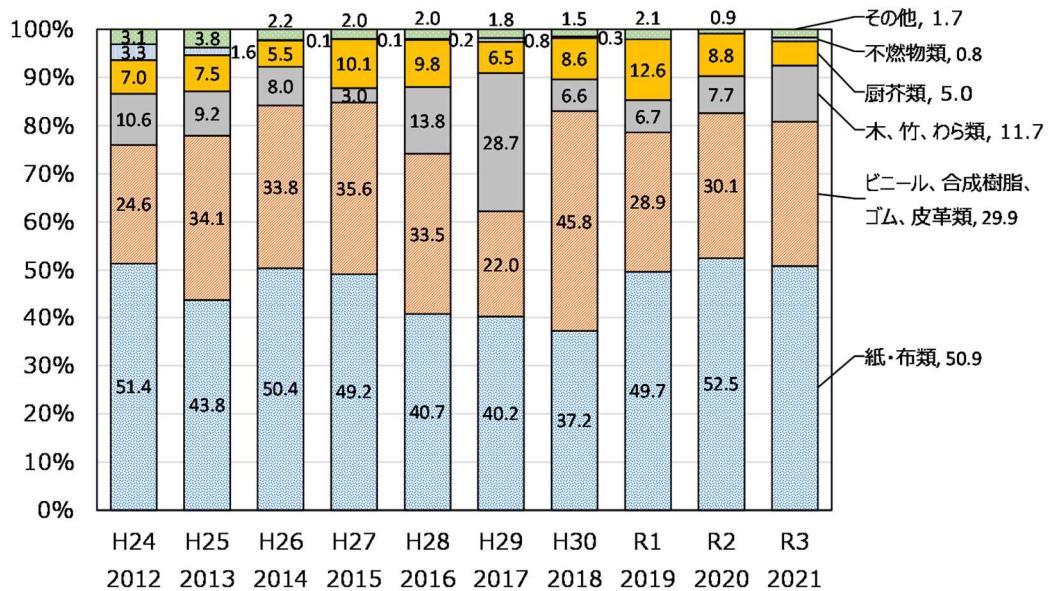
図表 28 中間処理施設及び最終処分施設の概要

施設	項目	概要
環境衛生センター 甘南備園焼却施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	燃やすごみ（可燃物）
	処理能力	80t／日（40t／16h・炉×2炉）
	竣工年月	昭和61（1986）年12月
	処理方式等	准連続燃焼式焼却炉（流動床）
環境衛生センター 甘南備園 リサイクル施設	所在地	京都府京田辺市田辺ボケ谷58番地
	処理対象物	粗大ごみ、不燃物、ペットボトル、空き缶、剪定枝
	処理能力	16t／日（5時間運転） <破碎ライン>粗大ごみ5t／日、不燃ごみ6t／日 <リサイクルライン>缶類2t／日、ペットボトル1t／日 <剪定枝等ライン>2t／日
	竣工年月	平成18（2006）年6月
	処理方式等	破碎・選別
環境衛生センター 天王碧水園	所在地	京田辺市天王奥別所37番地
	処理対象物	不燃物
	埋立面積	9,500m <sup>2</sup>
	埋立容量	62,000m <sup>3</sup>
	竣工年月	平成12（2000）年7月
	埋立方式	サンドイッチ及びセル方式
	浸出水処理能力	50m <sup>3</sup> ／日
	浸出水処理方式	生物処理（接触ばつ気式循環脱窒）、凝集沈殿、高度処理
京田辺市一般廃棄物 処分業許可業者	項目・概要は許可を受けた事業者ごとに異なる。	

## 1-4 ごみ質の状況

環境衛生センター甘南備園焼却施設における燃やすごみの組成分析結果の推移を図表29に示します。年度によって多少の増減はありますが、紙・布類が約50%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約30%を占めています。

図表 29 燃やすごみの組成の経年変化(重量%・乾ベース)



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

平成30（2018）年度に本市が実施したごみ組成調査結果と他市調査との比較を図表30に示します。本市の燃やすごみの組成は、他市と類似した構成となっています。

図表 30 成分別ごみ組成の他都市の調査結果との比較（湿ベース）

品目	都市	京田辺市 (H30冬調査)		京都府木津川市 (H23～H24調査平均)		大阪府寝屋川市 (H28秋調査)		大阪府堺市 (H29夏調査)	
		燃やすごみ		可燃ごみ		可燃ごみ		生活ごみ	
		重量比	容積比	重量比	容積比	重量比	容積比	重量比	容積比
紙類		33.32	39.21	31.9	—	33.91	47.38	34.39	39.58
繊維類		4.12	3.73	2.9	—	4.10	3.73	3.50	2.90
厨芥類		41.32	11.15	47.9	—	41.31	12.90	36.00	7.42
木、竹、わら類		1.00	1.13	2.7	—	2.60	3.20	2.28	2.46
プラスチック類		14.21	42.50	8.2	—	10.23	27.42	15.40	43.95
ゴム・皮革		0.72	0.49	0.4	—	2.17	1.86	0.79	0.58
金属類		0.09	0.04	0.6	—	0.64	0.79	0.96	0.86
ガラス類		0.31	0.05	0.1	—	0.16	0.03	0.91	0.30
その他不燃小物類		0.25	0.05	—	—	0.04	0.00	0.60	0.21
その他		4.66	1.65	5.3	—	4.84	2.69	5.17	1.74
合計		100.00	100.00	100.0	—	100.00	100.00	100.00	100.00

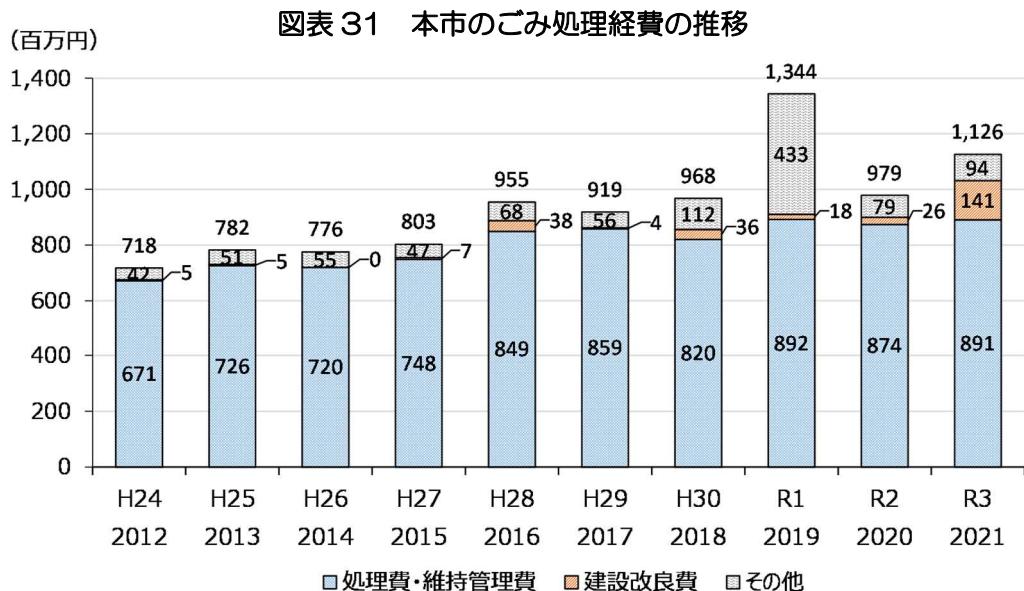
出典1：木津川市「木津川市ごみ減量化推進計画」（木津川市 H25.1）

出典2：寝屋川市「平成28年度 寝屋川市ごみ質分析調査業務」（寝屋川市 H28.10）

出典3：堺市「生活ごみ組成分析調査【平成29年度】」（堺市 H30.3）

## 1-5 ごみ処理に関する処理経費

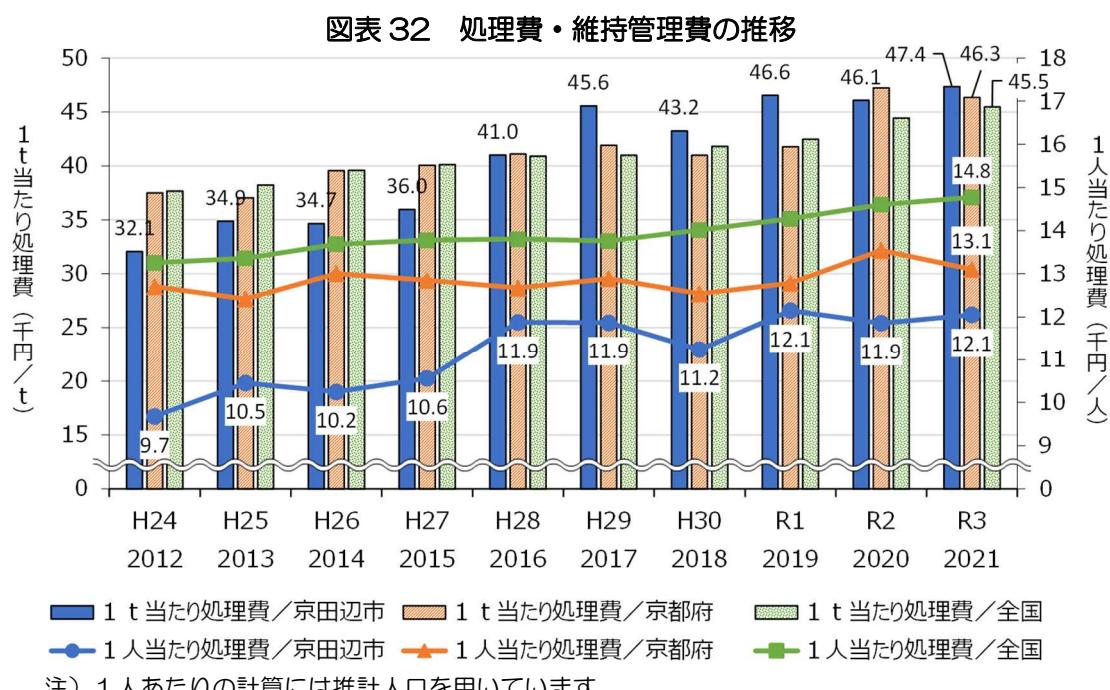
本市のごみ処理経費は、令和3（2021）年度で約11.3億円となっています。内訳は処理費・維持管理費が約8.9億円、建設改良費が約1.4億円、その他が約0.9億円です。処理費・維持管理費はここ数年は横ばいです。



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

令和3（2021）年度の1t当たり処理費は47.4千円/t、1人あたり処理費は12.1千円/人となっています。

1t当たり処理費は京都府や全国も同様に増加傾向であり、令和3（2021）年度は本市がやや高いものの、同じような水準です。同年度の1人あたり処理費は、京都府や全国に比べて、本市は低く抑えられています。



注) 1人あたりの計算には推計人口を用いています。

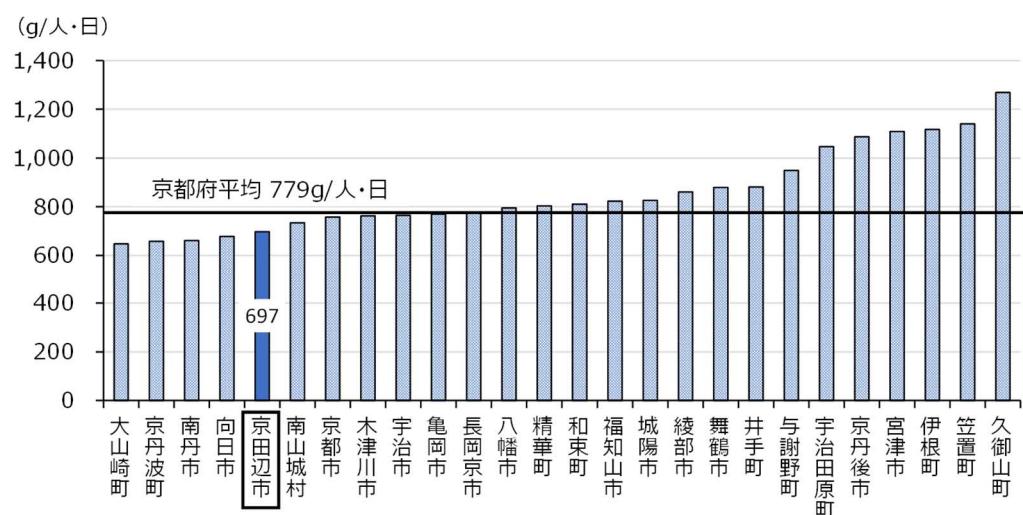
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

## 1-6 京都府内自治体との比較

### (1) 1人1日平均排出量

令和3（2021）年度における本市の1人1日平均排出量（697g/人・日）は、京都府平均（779g/人・日）より約10%低くなっています。なお、本市は京都府内26自治体中5番目に少なくなっています。

図表33 京都府内のごみ一人一日平均排出量（令和3（2021）年度）

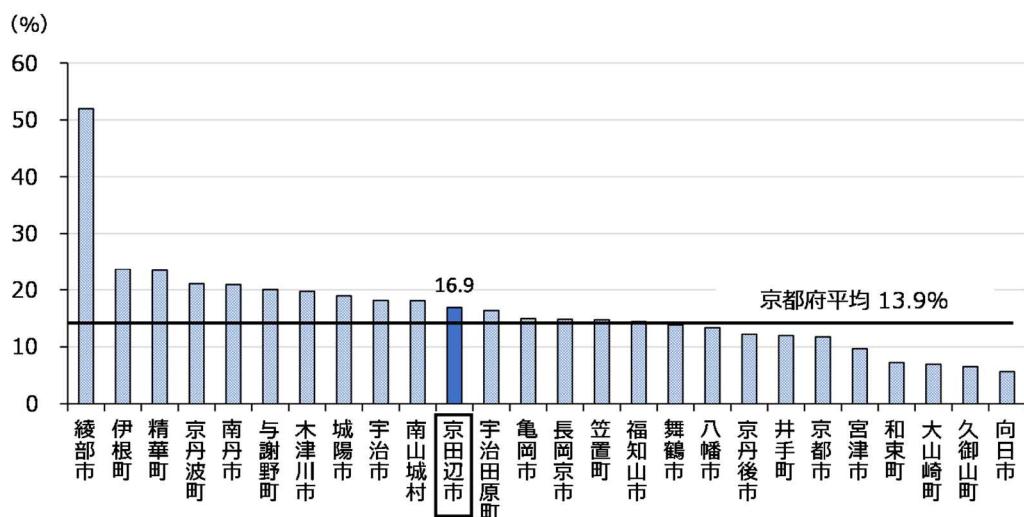


注) 一般廃棄物処理実態調査（環境省）のごみ総排出量を推計人口を用いて試算しています。

### (2) リサイクル率

令和3（2021）年度における本市のリサイクル率（16.9%）は京都府平均（13.9%）より3ポイント高くなっています。なお、本市は京都府内26自治体中11番目に高くなっています。

図表34 京都府内のリサイクル率（令和3（2021）年度）



出典：京田辺市以外の値は一般廃棄物処理実態調査（環境省）を参照しています。

## 1-7 前計画の進捗状況

### (1) 数値目標の進捗状況

前計画における数値目標の進捗を図表35に示します。1人1日あたりのごみ総排出量は、令和3（2021）年度すでに目標を達成していますが、リサイクル率は目標達成が難しい状況です。

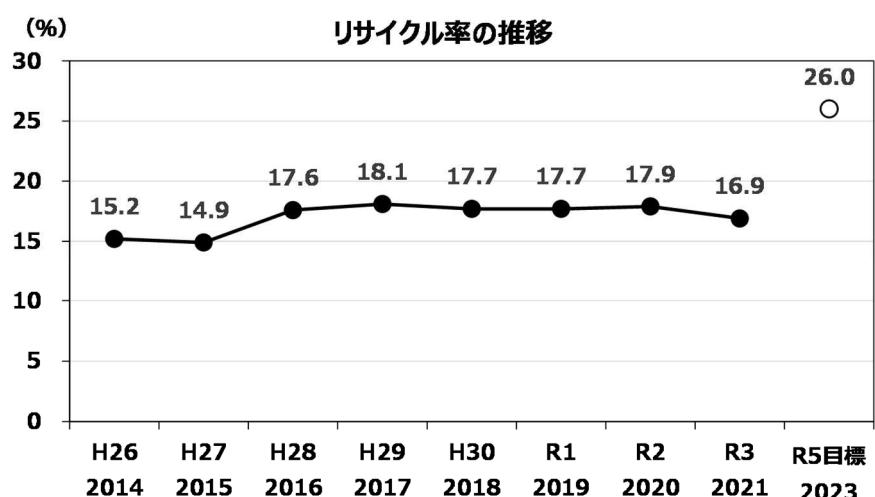
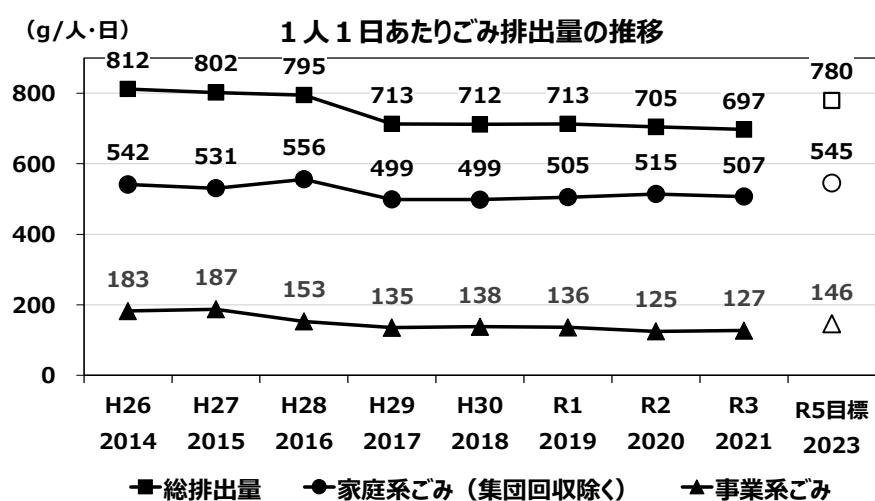
図表35 数値目標の進捗状況

目標項目	平成26年度 (2014年度) 基準年度	令和3年度 (2021年度) 実績	進捗 状況	令和5年度 (2023年度) 目標年度
1人1日あたりのごみ総排出量	812 g/人・日	697 g/人・日	◎	780 g/人・日
リサイクル率	15.2 %	16.9 %	△	26.0 %

◎：目標を達成、○：目標を達成の見込み、△：目標の達成が難しい、×：基準年度より悪化

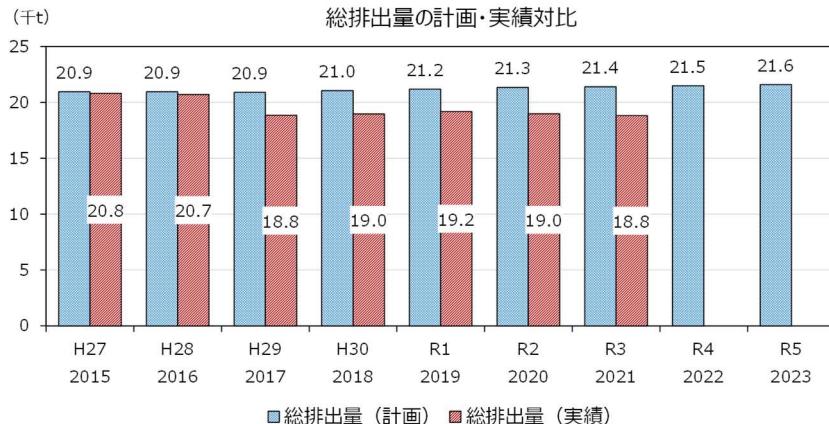
注) 1人1日あたりのごみ総排出量は推計人口を用いて算出しているため、前計画の値と異なっています。

図表36 目標項目の時系列推移

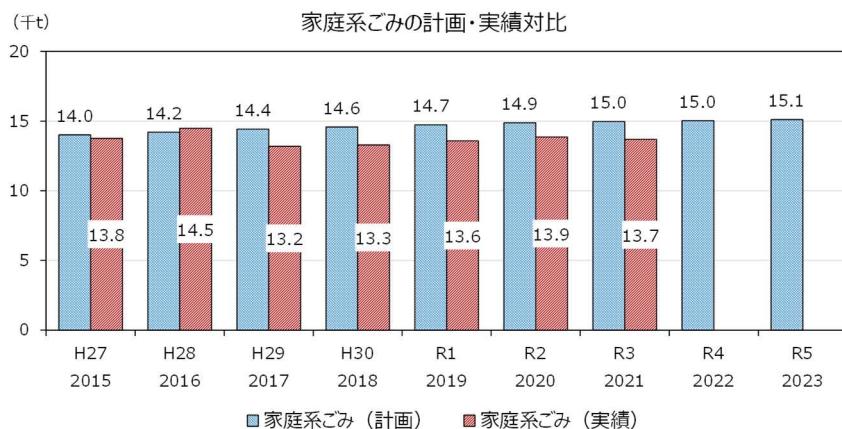


計画・実績対比の詳細を図表37に示します。

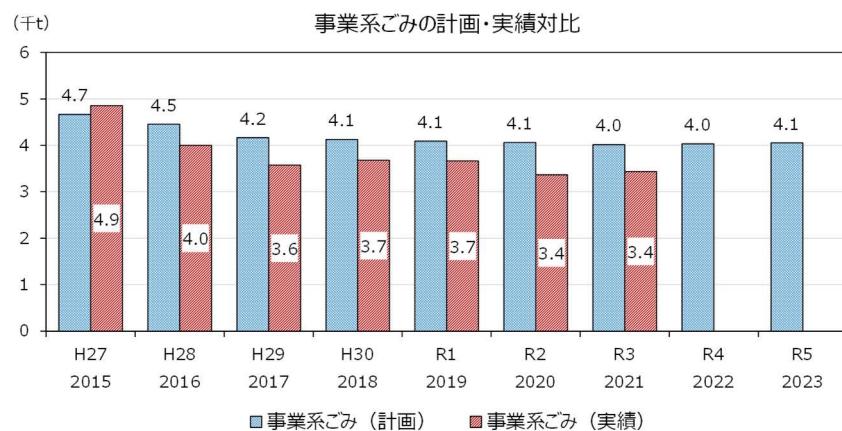
図表37 計画・実績対比



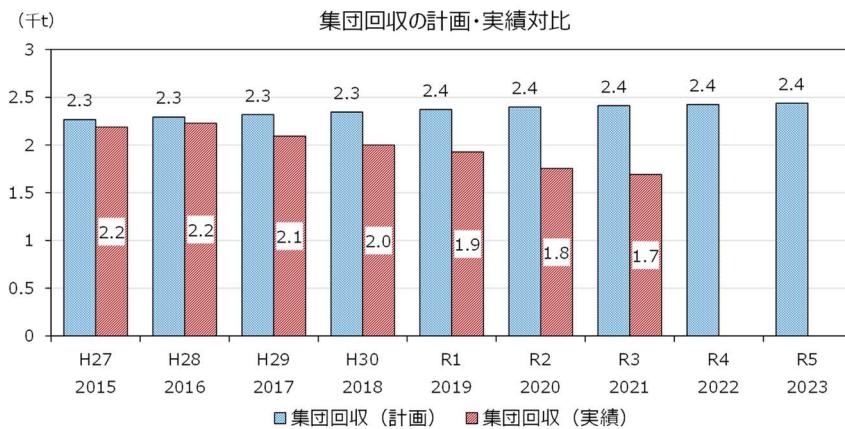
総排出量は平成29年度に大きく減少し、その後も横ばいです。そのため計画量に比べてかなりごみ減量が進みました。



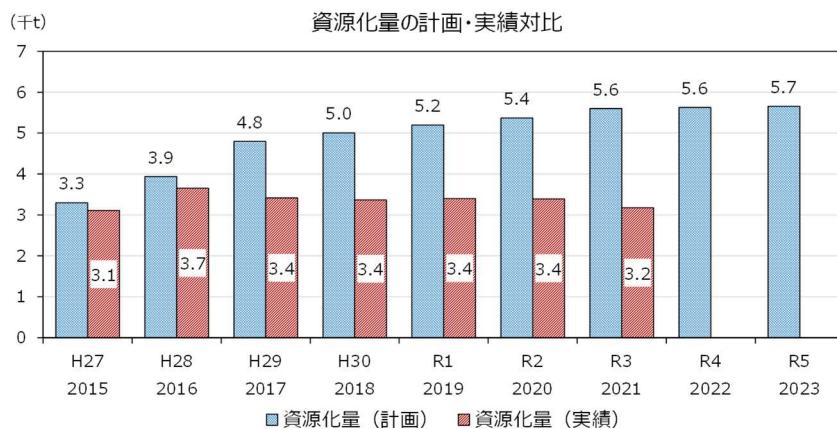
家庭系ごみは減少傾向が続きましたが、平成30年度から増加に転じており、今後の動向に注意が必要です。



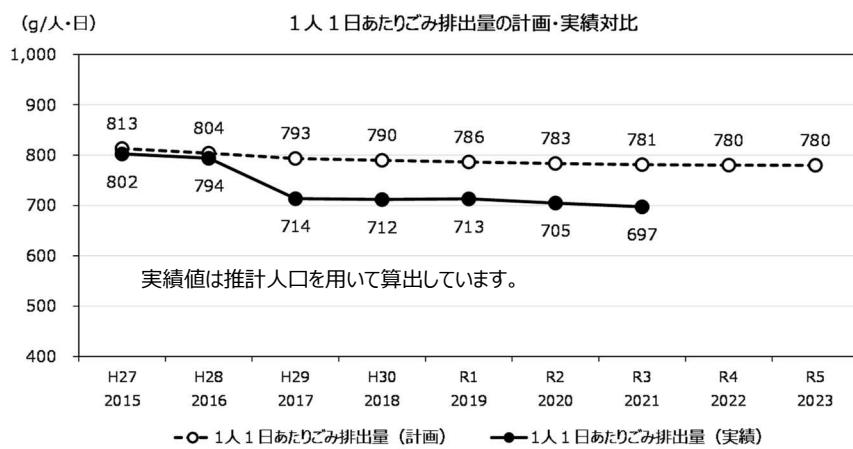
事業系ごみは平成28年度に大幅に減少し、その後は微増・微減を繰り返しています。



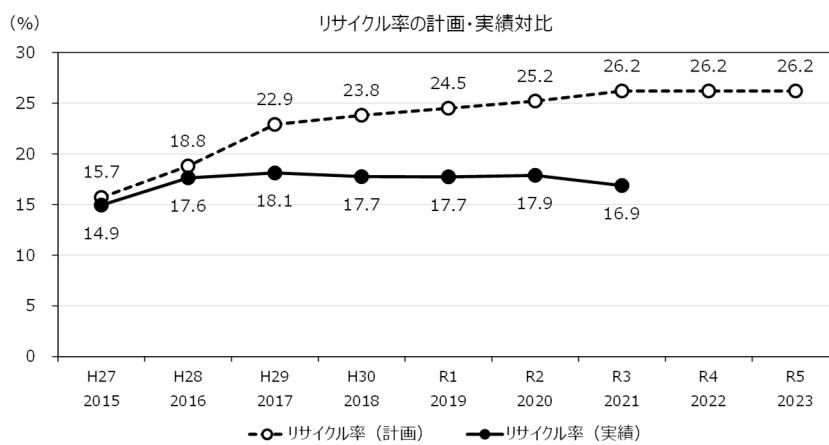
集団回収は平成21年度から減少傾向が続いているおり、計画との差異が広がる傾向です。



資源化量は平成30年度から横ばい傾向が続いているおり、計画どおりの資源化が進んでいません。



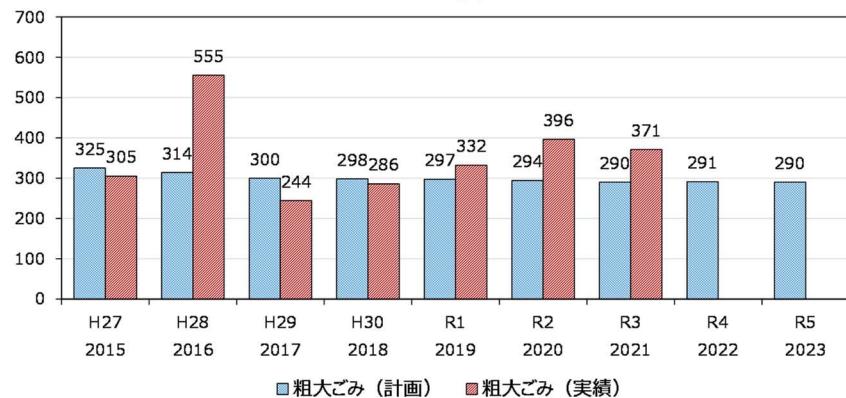
ごみ排出量の減少及び人口の伸び悩みにより、ごみ排出量の原単位は計画値より少ない水準で推移しています。



平成29年度以降、資源化量は減少傾向のため、リサイクル率は計画と大きく乖離しています。

(t)

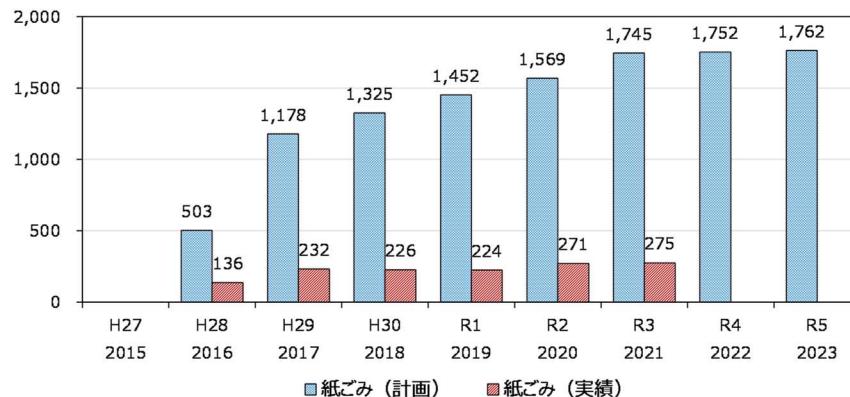
## 粗大ごみの計画・実績対比



平成28年10月より粗大ごみの有料化を実施し、翌年度は減少したものの、その後は増加に転じ、導入前の水準を上回っています。

(t)

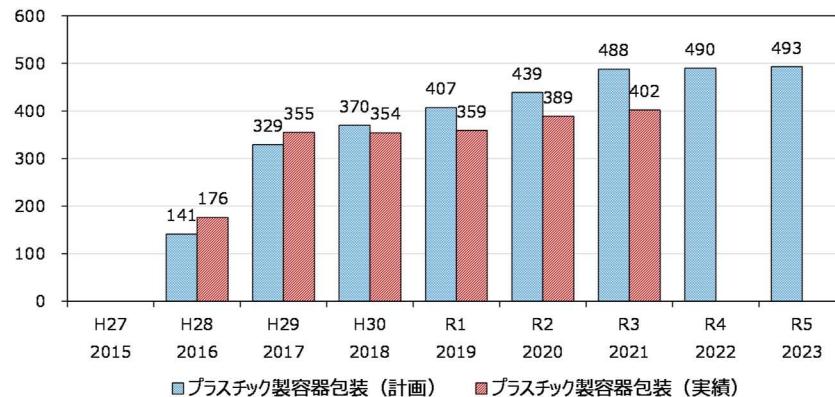
## 紙ごみ（資源）の計画・実績対比



紙ごみの資源化は270t程度と低い水準にあり、計画を大きく下回っています。抜本的な見直しが必要です。

(t)

## プラスチック製容器包装（資源）の計画・実績対比



プラスチック製容器包装の資源化は計画に近い水準まで増加しており、順調に推移しています。

## (2) 施策の推進状況

---

### ア. 重点施策【リーディング・プロジェクト】の推進状況

---

#### (a) 紙ごみの分別収集の開始

- 紙ごみ（新聞紙・チラシ、雑誌・書籍、段ボール）の収集（月1回）を開始
- 収集した紙ごみは甘南備園リサイクルプラザ棟で集積後、古紙回収業者に引き渡し

#### (b) プラスチック容器包装の分別収集の開始

- プラスチック容器包装の収集（週1回）を開始
- 収集したプラスチック容器包装は再資源化業者にて再資源化

#### (c) 粗大ごみの有料化・家の前（または指定場所）での収集開始

- 粗大ごみを有料化し、家の前（または指定場所）での収集を開始
- 粗大ごみの処理手数料は、品目やサイズにより金額が変わることを採用

#### (d) 家庭系ごみの持込みの費用負担の見直し

- 家庭系ごみの持込みに対し、10kgあたり150円の手数料を徴収
- 受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保

---

### イ. ごみの適正処理・減量化施策【ベーシック・プロジェクト】の推進状況

---

#### (a) ごみのリデュース（ごみをへらす）

- 市ホームページにおける、食べきり、使い切り、マイバッグやマイボトルの啓発
- 市環境フェスタでのイベントにおけるマイバッグの配布による市民啓発
- 事業者に対する「イベントごみ減量計画書」によるごみ減量策の指導

#### (b) ごみのリユース（もういちどつかう）

- 「京田辺エコパークかんなび」のリユース展示場及び新田辺東商店街キララ店の運営支援
- 「京田辺エコパークかんなび」をホームページやくらしの便利帳（京田辺市版）等で案内
- 産業祭における「京田辺エコパークかんなび」の出店への協力

#### (c) ごみのリサイクル（資源としてつかう）

- 分別区分変更に伴う「ごみの分別・出し方ガイドブック」改訂と分別収集の啓発
- 再生資源集団回収事業補助金による、自治会等が行う集団回収事業の支援
- 事業系一般廃棄物の自己搬入業者の申請時に減量計画書の提出を求めリサイクルを啓発
- 生ごみ処理機の購入者に対する補助金交付による再生利用の促進
- 剪定枝等を樹木チップ化し、市民に配布することによる再生利用の啓発

#### (d) ごみの適正処理

- 新たな区分「危険ごみ」の収集開始によるごみ処理の安全性の向上
- 家庭系ごみの持込みの事前受付制度による利便性の向上
- 事業系ごみの収集運搬許可制度及び自己搬入登録制度の実施
- 事業系ごみの展開検査の適宜実施による適正処理の維持
- ごみ集積所防御ネット等の購入に対する補助金による支援
- 「京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の一部改正  
→「持ち去り禁止規定」の追加による規制の強化
- 不法投棄防止のための定期的なパトロールなどを継続的に行い監視体制を推進

#### (e) ごみ処理システムの構築

- 収集車両へのハイブリッド車両の導入（平成28（2016）年度から）
- 高齢者や障がい者を対象とした戸別収集（にこにこ収集）を実施
- 大阪府枚方市と共同による可燃ごみ広域処理施設整備事業の推進
- 甘南備園既存施設の効率的で安全な運用のための定期的な修繕の実施

#### (f) 未来の京田辺のために

- 市内小学校の施設見学の受け入れや出前講座の実施
- 市内9小学校を対象とした3Rのポスター展の実施
- 市環境フェスタにおけるごみの収集体験の実施
- ごみ処理に関する小学生向けホームページの作成
- 「京田辺エコパークかんなび」等と連携したものづくり教室などの開催
- 家庭系ごみの組成調査実施（平成30（2018）年度）

## 1-8 今後の課題

### (1) 家庭系ごみの減量促進

#### ＜本市を取り巻く状況＞

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、市民の生活様式が変容し、家庭系ごみ量は総量が増加傾向です。これらを踏まえ、今一度、リデュース、リユース、リサイクルの徹底など、家庭系ごみ削減の基本からの市民啓発を進めていきます。

#### ＜次期計画策定に向けた重点テーマ＞

- リデュース・リユースの取組み強化
- 市民・転入者への分別ルール等の周知徹底
- 家庭系ごみの処理費用の費用負担のあり方の検討
- 食品ロス削減のための取組み強化
- 家庭における脱プラスチックの取組み

### (2) 事業系ごみの維持・抑制

#### ＜本市を取り巻く状況＞

新型コロナウイルスの感染予防対策による休業対応の影響もあり、事業系ごみは大幅に減少しましたが、今後の反転増加も懸念されます。さらに、社会的な課題となっている食品ロス削減の取組みについては、消費者と連携した取組みを進めが必要です。

#### ＜次期計画策定に向けた重点テーマ＞

- 「てまえどり」など、小売店や市民団体等と連携した取組みの推進
- 食品ロス削減の啓発・指導（飲食店、スーパー、コンビニ等）
- 食品ロス実態調査の継続的な実施

### (3) リサイクル率の向上

#### ＜本市を取り巻く状況＞

リサイクル率はほぼ横ばいであり、目標の達成は難しい状況です。特に、再生資源集団回収は減少傾向にあり、令和3（2021）年度のリサイクル率は府内26市町村中11位となっています。特に紙ごみの資源化は計画と大きく乖離しており、抜本的な見直し検討が必要です。また、プラスチックごみの削減は地球規模の課題となっており、重点的な取組みが必要です。

#### ＜次期計画策定に向けた重点テーマ＞

- 再生資源集団回収活動の活性化（活動団体の拡充や参加世帯の増加等）
- 紙ごみ資源化に向けた抜本策の推進
- プラスチックごみのリサイクル推進

## 第2章 ごみ処理の将来目標

### 2-1 基本理念と基本方針

第2次京田辺市環境基本計画の基本目標3を受け、本計画の基本理念を「循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり」とします。

この基本理念を達成するために、4つの基本方針、すなわち基本方針1「ごみの発生抑制、再使用の促進」、基本方針2「分別排出・リサイクルの促進」、基本方針3「環境負荷の小さいごみ処理の推進」、基本方針4「情報発信と環境教育・普及啓発」を定め、本計画の目標の達成を図ります。

図表38 本計画の基本理念と基本方針

＜望ましい環境像＞

豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺  
(第2次京田辺市環境基本計画)

＜基本理念＞

循環型社会を形成し、環境にやさしいまちづくり  
(第2次京田辺市環境基本計画の基本目標3)

＜基本方針＞

[基本方針1] ごみの発生抑制、再使用の促進

[基本方針2] 分別排出・リサイクルの促進

[基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築

[基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発

## 2-2 ごみ排出量の将来推計

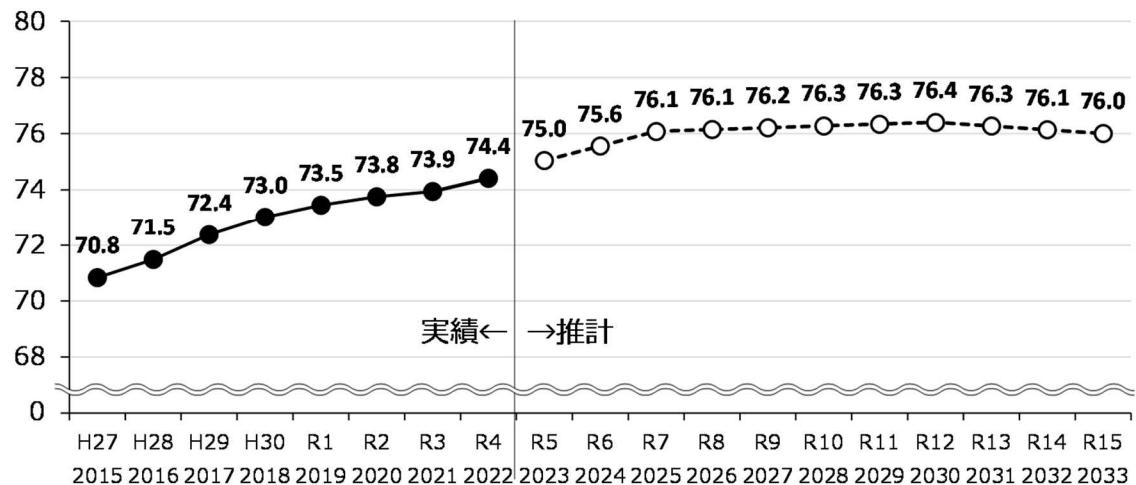
### (1) 人口の将来推計

「京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）」によると、人口増は令和12（2030）年度まで続き、77千人近くまで達した後、緩やかに減少に転じると推計しています。

本計画では、同人口推計をベースとしつつ、過去3年の推計に対する実績の割合の平均値で推計値を補正した値を人口推計値としています。推計結果を図表39に示します。

(千人)

図表39 人口の将来推計値



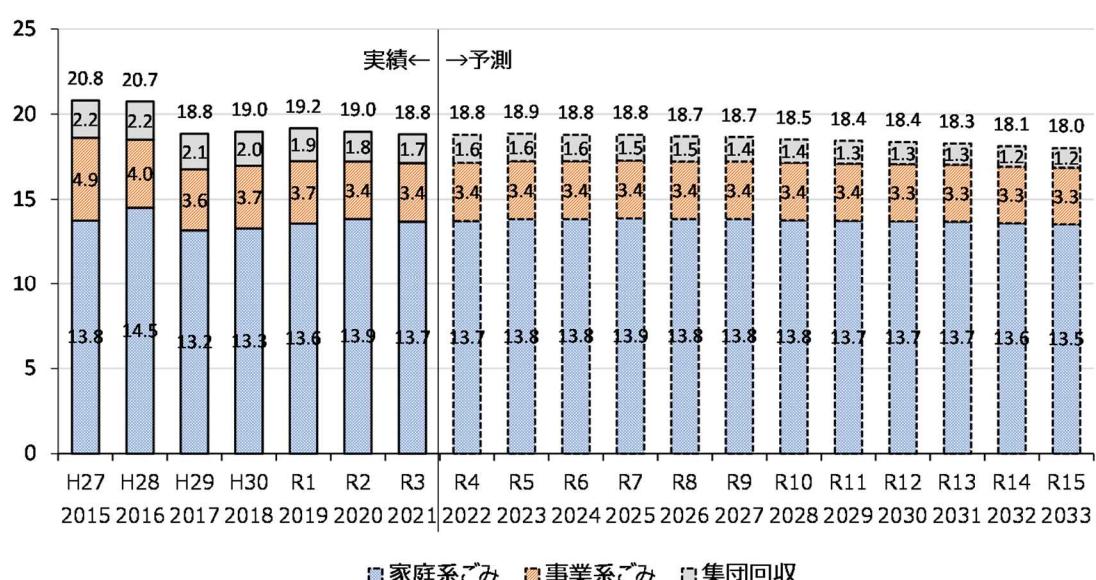
注) 令和4年度までは「京都府推計人口」を参照。令和5年度以降は、「京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）」における推計値の直線上の値に、令和2年度から令和4年度の推計値に対する実績値の割合の平均を乗じて補正しています。

### (2) ごみ発生量の将来予測

ごみ排出量の将来予測を図表40に示します。今後数年は横ばいで推移し、令和8（2026）年度から緩やかな減少傾向を示すと想定されます。

(千t)

図表40 ごみ発生量の将来予測



注) 1人1日あたりの排出量原単位をごみの種類ごとに適切な予測式で予測し、これに人口推計値と年間日数を乗じて推計しています。

## 2-3 目標値

本計画における数値目標を図表41、図表42のとおり設定します。

図表41 本計画の数値目標

目標項目	令和3年度 (2021年度) 実績	令和10年度 (2028年度) 中間目標	令和15年度 (2033年度) 最終目標
1人1日あたりのごみ排出量	697g/人・日	640g/人・日	600g/人・日
リサイクル率	16.9%	19.0%	20.9%

注) 令和3年度の1人1日あたりのごみ排出量は推計人口を用いて算出しています。

図表42 ごみ排出量及び処理量の見込み

指標	単位	令和3年度 (2021年度) 実績	令和6年度 (2024年度) 初年度	令和10年度 (2028年度) 中間目標	令和15年度 (2033年度) 最終目標	備考
推計人口	人	73,946	75,563	76,279	76,010	京田辺市将来人口推計（平成30年度推計）をもとに過去3年の実績/推計で補正
発生量 (予測)	家庭系	t/年	13,691	13,833	13,774	13,524
	事業系	t/年	3,437	3,399	3,361	3,323
	合計	t/年	17,128	17,232	17,135	16,847
発生抑制量	家庭系	t/年	0	168	846	1,690
	事業系	t/年	0	25	125	247
	合計	t/年	0	193	971	1,937
発生抑制後 の排出量	家庭系	t/年	13,691	13,665	12,928	11,834
	事業系	t/年	3,437	3,374	3,236	3,076
	合計	t/年	17,128	17,039	16,164	14,910
	削減率	%	0.0%	▲ 0.5%	▲ 5.6%	▲ 12.9%
集団回収量	t/年	1,692	1,730	1,749	1,745	品目別に原単位目標を設定
	t/年	18,820	18,769	17,913	16,655	発生抑制後の排出量 + 集団回収量
総排出量	原単位	g/人・日	697.3	680.5	643.4	600.3
	増減率	%	0.0%	▲ 2.4%	▲ 7.7%	▲ 13.9%
焼却量		t/年	15,298	15,065	13,858	12,252
	増減率	%	0.0%	▲ 1.5%	▲ 9.4%	▲ 19.9%
資源化量	家庭系	t/年	1,323	1,357	1,387	1,404
	事業系	t/年	0	28	140	278
	中間処理資源化	t/年	169	202	136	54
	集団回収	t/年	1,692	1,730	1,749	1,745
	合計	t/年	3,184	3,317	3,412	3,481
	リサイクル率	%	16.9%	17.7%	19.0%	20.9%
	増減率	%	0.0%	4.2%	7.2%	9.3%
資源を除く 排出量	家庭系ごみ量	t/年	12,368	12,308	11,541	10,430
	同上原単位	g/人・日	458.2	446.3	414.5	375.9
	事業系ごみ量	t/年	3,437	3,346	3,096	2,798
最終処分量		t/年	2,101	1,982	1,843	1,656
	最終処分率	%	11.2%	10.6%	10.3%	9.9%
	増減率	%	0.0%	▲ 5.7%	▲ 12.3%	▲ 21.2%

注) 四捨五入の関係で個々項目の計と合計の値が一致しない場合があります。

減量目標の品目別展開を図表 43 に示します。目標展開にあたっては、平成 30 (2018) 年度の本市におけるごみ組成調査結果や国・京都府の目標値を踏まえたうえで設定しました。家庭系の燃やすごみについては、平成 30 (2018) 年度の組成調査における資源化可能率に相当するごみ量の、最大で 30% 程度の資源化を想定して試算しています。

図表 43 減量目標値の品目別展開

種別	R3比減量(t)	増減率	目標設定の展開及び実現するための施策
家庭系ごみ減量目標 (予測値減量)	-1,857	-13.6%	【参考】国の目標-30.8% (R12/R3)
	-( 167 )	-1.2%	R3実績値とR15予測値との差異
	-( 1,690 )	-12.3%	原単位目標 (R3比12%削減) × 人口×日数
燃やすごみ	-1,811	-16.0%	
	-377	-10.0%	古紙・段ボールの資源化
	-1,310	-28.0%	食品ロスの削減、調理くずの堆肥化
	-113	-7.0%	プラスチック容器包装の資源化
	-11	-2.0%	合計との差異調整
粗大ごみ	-39	-10.5%	粗大ごみのリユース可能個数比率14.5% (環境省「平成22年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」)
不燃ごみ	-88	-13.0%	合計との差異調整
資源物	81	6.1%	品目別目標値の合計値 (古紙・段ボール12g/人・日、プラ容器15g/人・日、空きカン2.45g/人・日等)
事業系ごみ減量目標 (予測値減量)	-361	-10.5%	【参考】国の目標-6.0% (R12/R3)
	-( 114 )	-3.3%	R3実績値とR15予測値との差異
	-( 247 )	-7.2%	原単位目標 (R3比7%削減) より展開
燃やすごみ	-605	-19.0%	紙ごみ、プラ容器の分別・資源化、食品ロスの削減
不燃ごみ	-22	-18.0%	フリーマーケット等を利用したリユースの実践
剪定枝	-8	-8.0%	乾燥による減量化、事業所内での堆肥化・チップ化
不法投棄物・災害ごみ等	-4	-20.0%	不法投棄物の撲滅
資源物	278	-	古紙・段ボール139t、プラ容器139t

注) 増減率の網掛けは、品目別に展開した目標値を示す。

家庭系燃やすごみ中の減量可能量試算 (H30組成調査より推計)

品目	内容	H30組成調査 資源化可能率(a)	R3推計量(t) b=燃やすごみ×a	減量目標(%) c=d/b	減量目標(t) d=目標展開減量
古紙類	資源物	11.55%	1,307	28.8%	377
厨芥類	食品ロス&資源物	38.69%	4,380	29.9%	1,310
プラスチック類	資源物	8.07%	914	12.4%	113
その他	資源物	2.08%	235	4.7%	11

## 第3章 目標達成に向けた施策

### 3-1 施策体系

[基本方針1] ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）	
市民・事業者への啓発活動の推進	ごみを出さないライフスタイルの促進 ごみを作らないビジネススタイルの促進
食品ロスの削減 【重点施策1】	食品ロス削減を促す啓発活動の推進 市民・事業者等と連携した取組みの推進 食品廃棄物の循環利用の促進
プラスチックごみの削減 【重点施策2】	プラスチック削減を促す啓発活動の推進 生産・流通過程でのプラスチック削減の促進 市の施設における率先したプラスチックの削減
リユース（再使用）の推進 【重点施策3】	市民ボランティア団体との共働によるリユース事業の充実 リユース環境の整備 リユース食器の利用促進
[基本方針2] 分別排出・リサイクルの促進	
分別排出に関する啓発・指導の推進	分別・リサイクルに関する啓発活動の推進 家庭系ごみの分別ルール違反への対応 事業系ごみの分別ルール違反への対応
紙資源のリサイクルの推進 【重点施策4】	紙資源のリサイクルに関する啓発活動の推進 雑がみの分別排出の促進 事業系の紙資源リサイクルの促進
多様なリサイクル活動の促進	再生資源集団回収事業の活性化 公共施設等における拠点回収の拡充 生ごみリサイクルの推進
[基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築	
収集・処理体制の整備・充実	可燃ごみ広域処理施設の整備 ごみ処理施設の安全で安定的な稼働 収集・運搬体制の整備
ごみの適正処理の推進	資源物の持ち去り対策の推進 違法な不用品回収への対策の推進
不法投棄対策の推進	不法投棄を防止する啓発活動の展開 不法投棄に対する監視活動の強化
ごみ処理手数料の適正化	ごみ処理手数料実態調査の実施 ごみ処理手数料適正化の検討
災害廃棄物処理の体制整備と啓発推進	災害に備えた事前対策の推進 業務継続計画（BCP）の実効性の確保 災害時のごみ出しに関する周知啓発
[基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発	
分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ	多様な媒体による情報発信、啓発活動の推進 3R意識の浸透に向けた講座やイベントの企画
環境教育・環境学習の充実	地域での環境学習の推進 小学校を対象とした環境教育の推進 京田辺エコパークかんなびとの連携 大学と連携した啓発活動の推進
地域の環境美化活動の推進	京田辺市すてきなまちなみ支援事業との連携 市民団体などと連携した活動の推進

## 3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）

3-1に示した施策体系のうち、本計画の推進で特に重要な4つの施策を「重点施策（リーディングプロジェクト）」として位置付け、それぞれに進捗を管理するための活動指標を設定しました。本計画の推進においては、その速やかな実施を図っていきます。

### 【重点施策1】食品ロスの削減

本市の1人1日あたりの食品ロス量は、令和3（2021）年度に101.2g/人・日と推計され、令和12（2030）年度の京都府の目標106g/人・日及び国の目標112g/人・日をすでに達成しています。しかしながら、国も京都府も平成12（2000）年度の半減を目標としており、本市もこれにならい、平成12（2000）年度の半減を目標とします。

詳細は第2部「食品ロス削減推進計画」に示します。

---

＜活動指標＞ 食品ロス率 16.0%（令和3年度）→ 8.2%（令和15年度）

---

#### （1）食品ロス削減を促す啓発活動の推進

- 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施
- 食品ロス削減ハンドブック等による周知啓発
- 3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）の推進 等

図表 44 食品ロス削減啓発資料



#### （2）市民・事業者等と連携した取組みの推進

- 京都府食べ残しぜロ推進店舗の拡大
- フードドライブ<sup>3</sup>活動の促進
- 災害時用備蓄食料・規格外品の有効活用 等

#### （3）食品廃棄物の循環利用の促進

- 環境活動団体と連携した家庭での堆肥化の促進 等

出典：消費者庁ホームページ

### 【重点施策2】プラスチックごみの削減

世界的に課題となっている海洋プラスチックごみや地球温暖化防止の観点から、市民・事業者によるレジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチックの使用の見直しや削減の取組みを促し、無駄なプラスチックを使わないライフスタイルの実践に繋げます。

---

＜活動指標＞ 家庭系プラスチック廃棄物 7%削減（令和15年度における令和3年度比）

---

<sup>3</sup> フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

## (1) プラスチック削減を促す啓発活動の推進

- マイバッグ利用推奨によるレジ袋利用削減の促進
- プラスチック容器包装の分別徹底によるリサイクルの促進
- マイボトル普及によるペットボトル利用削減の促進
- 詰め替え商品の利用促進 等

## (2) 生産・流通過程でのプラスチック削減の促進

- 商品包装の軽量化・簡素化の促進
- ペットボトルの水平リサイクル<sup>4</sup>（ボトルtoボトル）の検討
- プラスチック代替素材の活用の促進 等

## (3) 市の施設における率先したプラスチックの削減

- 本市が調達する物品における使い捨てプラスチックの削減
- マイボトル、エコバッグの積極的な活用 等

### 【重点施策3】リユース（再使用）の推進

リユースは3R (Reduce, Reuse, Recycle) の中でも、リデュースに次ぐ、優先順位の高い取組みであり、リユースの推進は、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながるものです。このため、リユース促進に向けた取組みを重点的に推進します。

＜活動指標＞ 市民アンケートで日常的にリサイクル店等を利用する人の割合  
11.7%（令和3年度）→ 30.0%（令和15年度）

## (1) 市民ボランティア団体との共働によるリユース事業の充実

- リユース事業の担い手の強化（メンバーの拡大・多様化、学生団体等との連携）
- リユース事業の活性化の検討

図表 45 リユース展示場

## (2) リユース環境の整備

- リユースに対する広報・啓発活動の推進
- リユース普及のための取組みの検討  
(講習会、リユース教室等)
- 市内におけるイベントの検討



## (3) リユース食器の利用促進

- イベントでのリユース食器の利用啓発 等

出典：京田辺エコパークかんなび  
ホームページ

<sup>4</sup> 水平リサイクルとは、使用済み製品を原料として用いて、再び同じ種類の製品を製造するリサイクルのことです。具体例としてペットボトルが挙げられます。使用済みとなり回収されたペットボトルはリサイクル工場で加工可能な状態にしたあと、新たなペットボトルの原料として再生されています。

## [重点施策4] 紙資源のリサイクルの推進

本市では平成28（2016）年度より紙ごみの分別収集を始め、平成30（2018）年のごみ組成調査では、燃やすごみに占める紙類の比率は約33%（重量比）です。こうしたことから今後、紙ごみの発生抑制、再生利用を促す啓発活動を推進するとともに、新たな施策の検討を進めます。

家庭系については、従来の紙ごみの収集と再生資源集団回収の促進のための啓発を継続するとともに、燃やすごみに多く含まれる雑がみの分別排出を促します。

事業系については、古紙回収のための分別ガイドの作成の検討など、事業者への啓発活動を推進します。

＜活動指標＞ 家庭系紙ごみ 10%削減（令和15年度における令和3年度比）

### （1）紙資源のリサイクルに関する啓発活動の推進

- 多様な広報活動による紙資源リサイクル意識の醸成
- 自治会や事業所における啓発活動の推進

図表 46 雑がみ分別の手引き



### （2）雑がみの分別排出の促進

- 雑がみの種類や排出方法の周知・啓発
- 再生資源集団回収における雑がみ回収の促進

### （3）事業系の紙資源リサイクルの促進

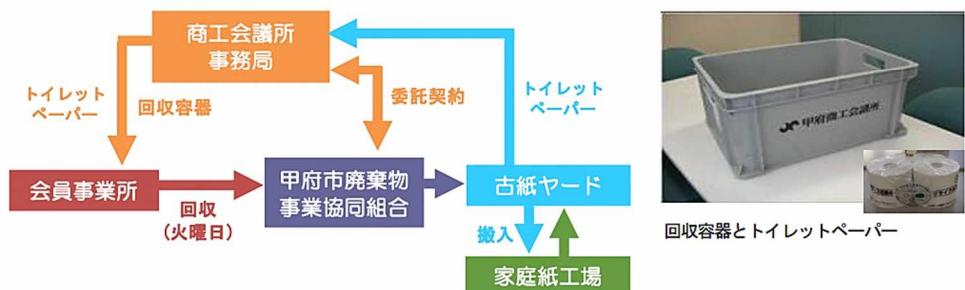
- 古紙共同回収事業の情報収集
- 事業系古紙回収マニュアルの作成の検討

出典：京都市ホームページ

図表 47 事業系古紙回収の事例

### 甲府商工会議所～会員事業所からのオフィス発生古紙回収システム～

■発足年	1996年
■特徴	行政は全く関与しておらず、単独の取組として実施しています。古紙の回収方法は混合回収です。
■回収品目	すべての古紙
■料金	21.5円/kg



出典：オフィス発生古紙のリサイクル（公益財団法人 古紙再生促進センター）

### 3-3 施策内容

#### 【基本方針1】ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）

SDGsの  
関連目標



国の循環型社会形成推進基本計画では、廃棄物処理の基本をReduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3Rのうち、再資源化に先立って行うべき2R（発生抑制・再使用）を優先としています。これを受け、ごみの発生抑制、再使用の促進を優先的に取り組むこととします。

##### （1）市民・事業者への啓発活動の推進

###### （ア）ごみを出さないライフスタイルの促進

- 2R（発生抑制・再使用）に向けた市民意識の醸成  
→ごみの発生抑制や再使用の意義・方法・効果等を周知啓発し、ごみの2Rに対する市民意識の醸成を図ります。
- イベントにおけるごみの発生抑制の働きかけ  
→市内のイベントにおいて、使い捨て容器などを利用せず、再利用可能なエコ容器を利用するなど、ごみの発生を抑制するよう働きかけます。
- ワンウェイプラスチック製品の利用削減  
→洗剤類等の詰め替え可能なものや、量り売り品の購入及びマイボトルの活用など、容器包装の削減につながる製品の購入に努めるよう働きかけます。

###### （イ）ごみを作らないビジネススタイルの促進

- 多量排出事業者への減量指導  
→「京田辺市廃棄物の減量および適正処理の促進等に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、減量計画の作成や減量の実施などを呼びかけます。
- サーキュラーエコノミー（循環経済）の啓発  
→新たなビジネスモデルとして注目を浴びているサーキュラーエコノミーについて、その目的と必要性を分かりやすく広報し、ビジネススタイルの変革を促します。

##### （2）食品ロスの削減【重点1】

施策内容は「第3章、3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）」に記載しています。

### (3) プラスチックごみの削減【重点2】

施策内容は「第3章、3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）」に記載しています。

### (4) リユース（再使用）の推進【重点3】

施策内容は「第3章、3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）」に記載しています。

#### 【基本方針2】 分別排出・リサイクルの促進

SDGs  
関連目標



リデュース、リユースを実践したうえで残されたごみは、適切に分別してリサイクルする必要があります。そのためには、市民・事業者によるごみの分別排出の義務を明確にすることにより、分別に対する意識の高揚を図り、リサイクルを促進します。特に、紙ごみについては燃やすごみに多く排出されていることから、重点的に取り組みます。

#### (1) 分別排出に関する啓発・指導の推進

##### (ア) 分別・リサイクルに関する啓発活動の推進

- ごみカレンダーやガイドブックによる啓発推進  
→誰もがわかりやすいごみカレンダーやごみガイドブックを作成するなど、市民及び事業者に対してごみの分別を促す啓発活動を行います。
- 市公式LINEにおける「分別案内」の周知啓発  
→市公式LINEには「分別案内」の機能があります。この機能を各種の広報媒体で周知することによりごみの分別促進を図ります。

##### (イ) 家庭系ごみの分別ルール違反への対応

- 不適正排出ごみへの取り残しシールによる警告  
→市では収集できないごみや分別が不適正に排出されたごみに対して、取り残しシールを貼って、ごみの分別と適正な排出を促す警告をします。
- 集合住宅の管理者への分別排出を促す啓発活動  
→集合住宅では複数の住民がごみを捨てるため、分別ルールを守らないケースが散見されます。集合住宅の管理者に対して、分別ルールの徹底を要請します。

#### (ウ) 事業系ごみの分別ルール違反への対応

- 搬入ごみの展開検査の実施と事業者の指導  
→甘南備園に搬入されたごみ袋を開披する展開検査を実施し、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して指導し、事業系ごみの適正排出を図ります。
- 廃棄物処理法における「排出事業者責任」の周知活動  
→排出事業者責任の徹底を図るため、通知の発出やチェックリストの作成といった取組みを進め、ごみの減量及び自己処理責任等の周知徹底を図ります。

---

#### (2) 紙資源のリサイクルの推進【重点4】

---

施策内容は「第3章、3-2 重点施策（リーディングプロジェクト）」に記載しています。

---

#### (3) 多様なリサイクル活動の促進

---

##### (ア) 再生資源集団回収事業の活性化

- 多様な広報媒体を利用した広報活動の推進  
→広報紙、市公式ホームページ、市公式フェイスブック、市公式ツイッター等の広報媒体を活用し、再生資源集団回収事業を周知し、参加者の拡大を目指します。
- 自治会、集合住宅と連携した周知活動の推進  
→自治会や集合住宅の管理者に対して、地域コミュニティの活性化を図るには再生資源集団回収事業が有用であることを周知し、参加者の拡大を目指します。

##### (イ) 公共施設等における拠点回収の拡充

- 小型家電回収ボックスの拠点拡大  
→現在は市役所等の公共施設5拠点に設置していますが、その他の公共施設への設置を検討し、回収量の拡大を図ります。
- スーパー店頭回収の拡充  
→駐車場の空きスペースなどを活用したリサイクルステーションづくりや、店頭を活用した紙パック等の資源ごみの回収を促進するよう働きかけます。

##### (ウ) 生ごみリサイクルの推進

- 生ごみ処理機助成金制度の周知・拡充  
→燃やすごみのうち厨芥類が40%余りを占めており、その減量は大きな課題です。生ごみ処理機助成金制度を市民に周知し、生ごみのリサイクル拡大を図ります。
- 生ごみのバイオマス利用の情報収集  
→国は平成22（2010）年に「バイオマス活用推進基本計画」を策定し、その利活用を奨励しています。国内外のバイオマスによるリサイクルの情報収集に努めます。

### [基本方針3] 経済的・安定的なごみ処理システムの構築

SDGsの  
関連目標



ごみ減量化の進捗状況を踏まえ、収集・運搬体制や中間処理施設の整備、ごみ処理適正化及び不法投棄対策の推進、ごみ処理手数料の適正化、災害廃棄物対策の対応など、経済的・安定的なごみ処理システムの構築を目指します。

#### (1) 収集・処理体制の整備・充実

##### (ア) 可燃ごみ広域処理施設の整備

- 大阪府枚方市・枚方京田辺環境施設組合と連携した新焼却施設の整備  
→大阪府枚方市と共同で枚方京田辺環境施設組合を設立し、環境負荷の少ない可燃ごみ広域処理施設の整備を進めています。

##### (イ) ごみ処理施設の安全で安定的な稼働

- 焼却施設における設備の安定稼働  
→甘南備園焼却施設は稼働後37年以上を経過し、劣化が進行していることから、新焼却施設の稼働までの期間、安定稼働に向けて、計画的かつ適切な補修・整備を実施します。
- 搬入物検査による不適切廃棄物の排除  
→甘南備園焼却施設では搬入物の展開検査を実施し、設備故障につながる不適切廃棄物を排除するとともに、事業者への指導を行います。

##### (ウ) 収集・運搬体制の整備

- ハイブリッド収集車等の電動車の導入  
→収集車両に起因する環境負荷を低減するため、ハイブリッド収集車をはじめとする電動車の導入を進め、温室効果ガスの削減に貢献します。
- にこにこ収集の拡充の検討  
→高齢化のますますの進行を見据えて、安定的なごみ収集と市民の福祉向上を図るため、健康福祉部とも連携し、対象者や収集頻度の見直し等を検討します。

---

## (2) ごみの適正処理の推進

---

### (ア) 資源物の持ち去り対策の推進

- 資源物の持ち去りを防ぐ広報活動  
→ごみ置き場から資源ごみを抜き取る行為に対し、広報紙・ホームページ等による広報活動を行い、当該行為を防止する環境づくりに努めます。
- 市民・事業者からの通報に基づくパトロールの実施  
→市民・事業者から通報があった場合には、条例に基づき、警察等の関係機関や自治会等とも連携し、ごみ集積所のパトロールを実施します。

### (イ) 違法な不用品回収への対策の推進

- 違法な不用品回収を防ぐ広報活動（広報紙・ホームページ等）  
→無許可の廃品回収業者による不用品回収を防止するため、広報紙・ホームページ等による広報活動を行い、当該行為を防止する環境づくりに努めます。
- 市民・事業者からの通報に基づくパトロールの実施  
→市民・事業者から通報があった場合には、警察等の関係機関や自治会等とも連携し、ごみ集積所のパトロールを実施します。

---

## (3) 不法投棄対策の推進

---

### (ア) 不法投棄を防止する啓発活動の展開

- 不法投棄防止のための広報活動の推進  
→不法投棄を防止するため、広報紙、ホームページ等による広報活動を推進し、市民意識の向上を図ります。
- 市民による環境美化活動の支援  
→市民一斉清掃（クリーンアップ京田辺）を継続的に実施し、市民によって集められたごみの収集を行います。

### (イ) 不法投棄に対する監視活動の強化

- 不法投棄多発地域のパトロール実施  
→不法投棄多発地域での看板設置を継続するとともに、パトロールを実施します。

---

## (4) ごみ処理手数料の適正化

---

### (ア) ごみ処理手数料実態調査の実施

- 近隣自治体のごみ有料化の実態調査  
→京都府内及び近隣自治体におけるごみ有料化の実態を調査し、ごみ有料化の目的、料金体系、ごみ有料化の評価等を整理し、今後の施策に生かします。
- 本市におけるごみ処理経費抑制の検討  
→ごみ排出量の将来推計を踏まえ、ごみ処理経費の課題を整理し、廃棄物行政の一層の効率化に向けた検討を行います。

### (イ) ごみ処理手数料適正化の検討

- 可燃ごみの有料化の検討  
→本市のごみ減量の取組みの進捗状況や、計画目標の達成状況を把握し、ごみ減量施策の1つとしてごみ収集の有料化の効果等について検討します。  
→社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、長期的視点に立って、可燃ごみ有料化について、多面的に検討します。
- 持込ごみ手数料適正化の検討  
→近隣自治体の実態調査を踏まえ、現在の手数料の妥当性・公平性を評価し、料金体系や料金水準の適正化を検討します。

---

## (5) 災害廃棄物処理の体制整備と啓発推進

---

### (ア) 災害に備えた事前対策の推進

- 災害時に備えた職員の研修・訓練の実施  
→「京田辺市災害廃棄物処理計画」をベースに、職員の研修・訓練を実施し、災害時に的確に行動できるよう、役割分担や連絡体制を周知・徹底します。
- 近隣自治体や関連事業者との協定締結の推進  
→災害時に災害廃棄物処理を的確に実施するために、近隣自治体とは相互応援協定の拡充、関連事業者とは災害支援協定の拡充を図ります。

### (イ) 業務継続計画（BCP）の実効性の確保

- 非常時優先業務の詳細化と体制の検討  
→「京田辺市業務継続計画（BCP）」における「非常時優先業務」を展開し、個々の業務などを検討します。

### (ウ) 災害時のごみ出しに関する周知啓発

- 「災害時のごみの出し方ガイドブック」の周知  
→災害時のごみ出しについて、積極的な広報活動を展開し、「災害時のごみの出し方ガイドブック」の認知度を高めます。（「読んだことがある人」を倍増へ。）

## [基本方針4] 情報発信と環境教育・普及啓発

SDGsの  
関連目標



循環型社会の形成に向けては、市民・事業者・行政が三位一体となって活動することが必要であり、そのためには市が進める施策に対する理解を深めるための取組みが重要です。そのことを踏まえて、市は積極的に情報発信を行い、環境教育・普及啓発を推進します。

### (1) 分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ

#### (ア) 多様な媒体による情報発信、啓発活動の推進

- 広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動  
→本計画の要旨、ごみ排出量の推移、重点プロジェクトの推進状況等、分かりやすい情報を発信し、ごみ問題に対する市民意識の向上を図ります。
- スマートフォンやSNSを利用した情報発信  
→ごみ収集日通知や分別案内に加えて、食品ロスやプラスチックごみの削減を啓発する情報等を発信し、「ごみを出さないライフスタイル」の浸透を図ります。

#### (イ) 3R意識の浸透に向けた講座やイベントの企画

- 3R先進事例を紹介するセミナーの開催  
→市民や事業者を対象に、3R先進事例を紹介するセミナーを開催し、市民や事業者の3Rに対する意識の高揚を図ります。
- 環境関連イベントでの啓発活動  
→環境関連イベントに出展し、身近なごみ問題に関する展示を通じて、ごみ問題に対する市民意識の向上を図ります。

### (2) 環境教育・環境学習の充実

#### (ア) 地域での環境学習の推進

- 民間事業者や市民団体などと連携した環境学習会の開催  
→小中学生や幼稚園児に向けた環境学習・教育を充実させるため、民間事業者や市民団体等との連携を通じて、学校や幼稚園での環境学習活動を支援します。
- 3Rを学ぶ体験型・参加型のプログラム調査  
→3Rや地域の環境について、楽しく、体験的に学習ができるプログラムの事例を調査し、リサイクルや地球環境問題をより身近に感じる環境学習を進めます。

#### (イ) 小学校を対象とした環境教育の推進

- 環境衛生センター甘南備園の施設見学の推進  
→従来の焼却施設やリサイクル施設の見学会に加え、新焼却施設における見学会を計画し、子どもたちの環境に対する関心を高める環境教育を進めます。
- 環境教育・環境学習のプログラムや教材の検討  
→公的機関や他自治体の事例を調査・収集し、本市の環境副読本について、これまで以上に小学生にふさわしい内容となるよう検討します。

#### (ウ) 京田辺エコパークかんなびとの連携

- 3R推進活動に関わる各種研修や学習教室の支援  
→京田辺エコパークかんなびにおける各種研修や学習教室、イベント企画、リユースフェア、勉強会や見学会などの活動を支援します。
- 不要品を材料にした「もの作り教室」の支援  
→親子で楽しめる布ぞうり作りや、ガラス細工、きものリフォーム教室など、素材をもういちど使ってごみを減らすための「もの作り教室」を支援します。

#### (エ) 大学と連携した啓発活動の推進

- 市内の学生に対する3R活動の啓発  
→市内の大学と連携し、3R啓発ビラの配布、学内における講習会や3R体験イベント等を開催し、大学生のごみ問題に対する意識の高揚を図ります。
- 学内における3R活動との連携  
→学内においてすでに実施されている3R活動と連携し、情報収集に努めます。

---

### (3) 地域の環境美化活動の推進

---

#### (ア) 京田辺市すてきなまちなみ支援事業との連携

- 道路・河川・公園・緑地などの美化及び清掃活動  
→「京田辺市すてきなまちなみ支援制度」について、広報紙や市のホームページで参加者を募り、市内の公共施設の美化及び清掃活動を推進します。

#### (イ) 市民団体などと連携した活動の推進

- きょうたなべ環境市民パートナーシップと連携した啓発活動  
→市民、学生、事業者および市が連携・協働して、活動を支援します。
- “クリーンアップ京田辺”市民一斉清掃の継続的な実施  
→毎年2回実施している“クリーンアップ京田辺”市民一斉清掃を継続的に実施するとともに、参加者の拡大を図ります。

## 第4章 今後のごみ処理

### 4-1 収集運搬計画

#### (1) 収集運搬の基本方針

排出されたごみについては、迅速に収集運搬を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

また、国の施策や社会経済情勢の変化、本市のごみの排出状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 分別収集するごみの種類と分別区分

##### (ア) 分別収集

分別収集ごみについては、市民・事業者にわかりやすく、リサイクルに取組みやすい分別区分とし、基本的には現状（令和5（2023）年度時点）の分別区分とします。

また、資源物のリサイクルの推進及び令和7（2025）年度に稼働予定の可燃ごみ広域処理施設の整備を踏まえ、効率的な処理体制の構築に向けて検討を行います。

特に現在世界的な課題となっているプラスチック問題の解決に向け、本市でも既に実施しているプラスチック容器包装の資源化に加えて、製品プラスチックについても資源化に向けた検討を行います。

##### (イ) 再生資源集団回収や地域の回収拠点等

市民団体等による再生資源集団回収活動や、公共施設等における資源物の回収ボックス等の活用により、リサイクルを促進します。

また、令和3（2021）年より実施している民間事業会社と連携した宅配便を利用したパソコン・使用済小型家電の回収を広く周知し、リサイクルを促進します。

#### (3) 収集運搬の方法

今後も現状の体制を維持しつつ、必要に応じて見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

家庭系ごみについて、将来的な収集方法の実施について検討します。また、事業系ごみは、直接搬入及び収集運搬許可業者による収集・運搬とし、事業者及び収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について指導・啓発を図ります。

収集運搬車両については、ハイブリッド収集車等の電動車の導入を進め、温室効果ガスの削減に貢献します。さらに、にこにこ収集の拡充により、高齢化社会の加速を見据えた活動を支援します。

## 4-2 中間処理計画

### (1) 中間処理の基本方針

生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等の基準を遵守した施設の適切な維持管理を行うとともに、環境負荷の低減や災害等の非常時への対応にも配慮するなど、安全かつ安定的な処理体制を維持します。

大阪府枚方市との可燃ごみ処理の広域化による新しい焼却施設が完成次第、焼却処理は新施設（枚方京田辺環境施設組合）に移行します。

### (2) 中間処理の方法

#### (ア) 焼却処理・破碎処理

「燃やすごみ」は甘南備園焼却施設にて焼却処理を行いますが、可燃ごみ広域処理施設が完成後は、新施設（枚方京田辺環境施設組合）に焼却処理を移行します。

「粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「びん・缶・ペットボトル」は甘南備園リサイクル施設にて破碎・選別処理し、資源物を回収した後の可燃残渣は、当面は甘南備園焼却施設にて焼却処理を行いますが、新施設の完成後は新施設にて焼却処理を行います。

#### (イ) 資源物の処理

「びん・缶・ペットボトル」は甘南備園リサイクル施設で選別し、容器包装リサイクル協会の指定法人やリサイクル事業者へそれぞれ引き渡し、リサイクルを行います。

「金属製小型ごみ・危険なもの」や「粗大ごみ」などの不燃ごみは、甘南備園リサイクル施設にて破碎処理後、鉄や非鉄等を資源物として選別し、リサイクルを行います。

「紙類・衣類」、「再生資源集団回収」や事業系の「紙類（リサイクル可能なもの）」によって収集された資源物は、回収を行っている資源回収業者等の施設に持ち込まれ、リサイクルされます。

「プラスチック製容器包装」についても、現在資源回収業者の施設に持ち込まれ、リサイクルされています。今後、製品プラスチックの資源化について検討を行います。

### (3) 中間処理施設の整備計画

甘南備園焼却施設については、大阪府枚方市及び枚方京田辺環境施設組合と連携し、可燃ごみ広域処理施設の整備計画を推進します。

## 4-3 最終処分計画

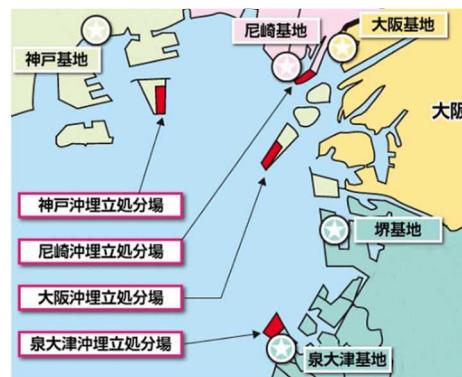
### (1) 最終処分の基本方針

ごみ減量・リサイクルを推進し、最終処分量の削減に努めます。

焼却処理にて生じる焼却灰・ばいじんの処分については、本市単独では最終処分場の確保が困難であることから、引き続き大阪湾フェニックスセンターを利用します。

一部の不燃物は、引き続き天王碧水園において埋め立て処分を行います。

図表 48 大阪湾フェニックスセンター



出典：大阪湾広域臨海環境整備センター

### (2) 最終処分の方法

現状（令和5年度時点）の最終処分方法を継続し、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場及び天王碧水園において埋立処分を行います。

大阪湾フェニックスセンターは、令和14(2032)年度までは受け入れが決定しています。今後、ごみ減量の推進等により最終処分量の削減に努めるとともに、最終処分場の整備に向け、国や府と連携し、最終処分場の安定的な確保に向け、情報収集に努めます。

## 4-4 災害時における廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物処理計画等

大規模な自然災害が発生すると、生活ごみに加えて、がれきなどの多量の廃棄物が発生するほか、道路の寸断や廃棄物処理施設などの被害により、平常時のようなごみ処理が困難になることが想定されます。

本市では令和2（2020）年2月に京田辺市災害廃棄物処理計画を策定しました。これを基本として、地震や風水害などの自然災害によって発生する災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することを目的に、災害廃棄物処理対策を進めます。

### (2) 災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

関係自治体との間で災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結しており、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援体制を構築しています。さらに、民間事業者との間でも、災害時の支援協定を締結しており、今後も他自治体や民間事業者との協定の整備を図ります。

### (3) 一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

大阪府枚方市との間で「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を締結しており、ごみ処理施設の故障や事故などの一般廃棄物処理に支障をきたす緊急事態等の発生時に備えて、相互支援体制を構築しています。

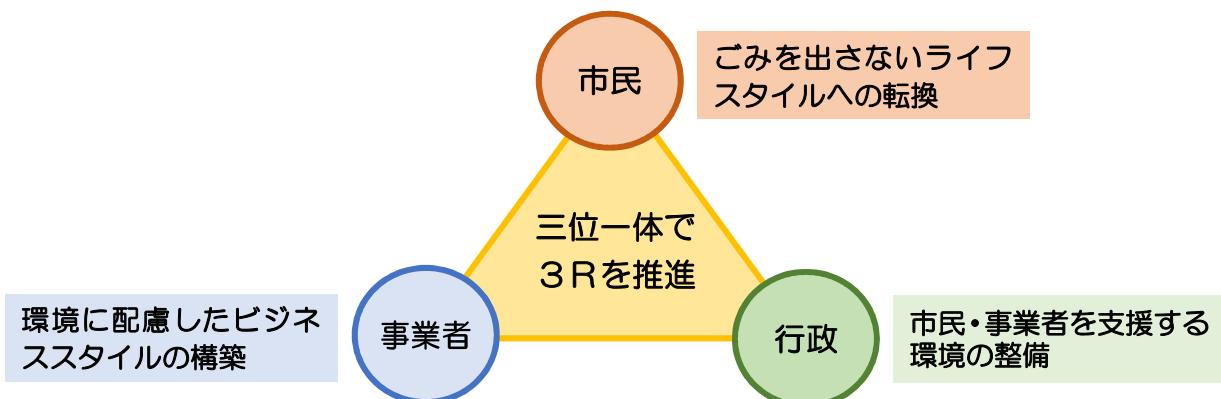
## 第5章 市民・事業者・行政の役割分担

計画を着実に推進するためには、ごみを排出する主体である市民・事業者及びごみ処理事業を運営する行政といった、ごみ処理に関与するすべての主体が、それぞれの立場に応じた役割と責任を認識しつつ、取組みを進めることができます。

各主体それぞれに期待される役割は、次のとおりです。

市民	～ごみを出さないライフスタイルへの転換～
事業者	～環境に配慮したビジネススタイルの構築～
行政	～市民・事業者を支援する環境の整備～
	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に取り組む。</li><li>● 使い捨て製品を削減し、繰り返し使用可能な商品を選択するなど、再使用に努める。</li><li>● 地域の一員として、ステーションの管理や地域の美化活動等へ積極的に参加する。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>● 生産者（販売者）として、環境負荷の少ない生産・流通に努める。</li><li>● 事業活動に伴うごみの減量・資源化及び適正処理に努める。</li><li>● 地域の一員として、地域活動へ積極的に参加する。</li><li>● 行政と協力し、ごみの減量・資源化の仕組み作りを行う。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>● 市民や事業者に対する、普及啓発や情報発信を行う。</li><li>● 環境教育を通じ、持続可能な社会の担い手を育む。</li><li>● 社会状況の変化に応じ、必要な公共サービスを提供する。</li><li>● 収集運搬・中間処理・最終処分の安定的な体制を維持・整備する。</li><li>● 市民・事業者が循環型社会の形成に向けた必要な基盤とルールを整備する。</li></ul>

図表 49 市民・事業者・行政の役割分担





## 第2部 食品ロス削減推進計画

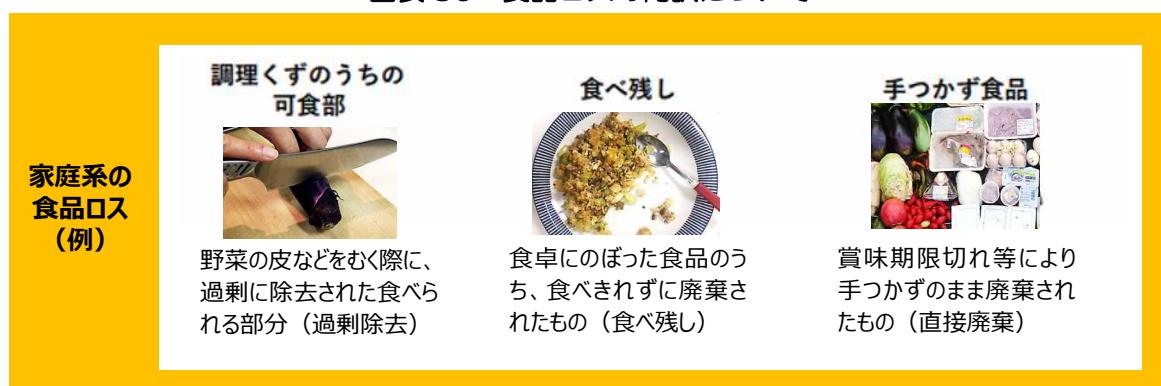
# 第1章 食品ロスの現状

## 1-1 食品ロスと環境問題

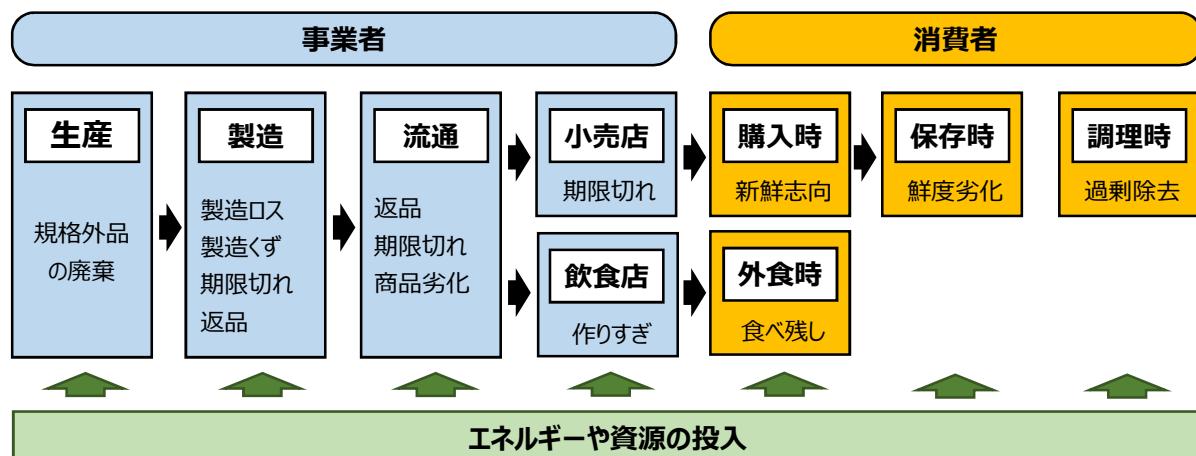
### (1) 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています（図表50）。また、食品の生産や製造、流通、小売、飲食店での提供、家庭での保存時や調理時など各段階で、多くの資源やエネルギーを使っています（図表51）。

図表 50 食品ロスの内訳について



図表 51 食品の生産から廃棄までの流れと食品ロス



## (2) 食品ロスを取り巻く状況と課題

～世界の状況～

- 世界の人口は増え続けており、2050年には約97億人に達すると推計されています。世界で飢えや栄養不足に苦しんでいる人々は約7億人いると推計されています。
- 国連食糧農業機関（FAO）の報告書によると、世界の食品廃棄量は年間約13億トンと推計され、人の消費のために生産された食料の3分の1が廃棄されています。
- 2015（平成27）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標12：つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられています（図表52）。
- 食品ロス削減に取り組むことは、「目標2：飢餓をゼロに」などをはじめとした多くの目標の達成にもつながります。

図表52 SDGsの17のゴール（再掲）

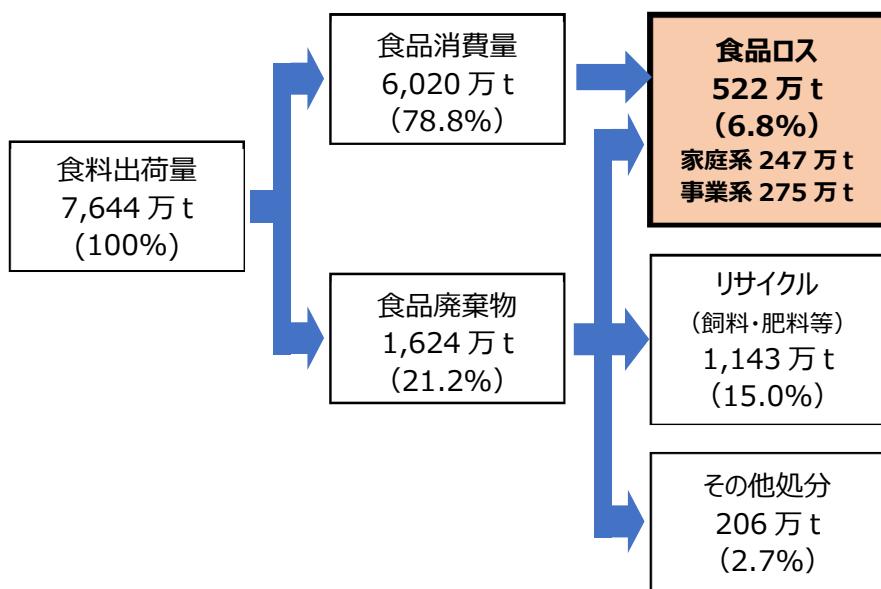


出典：国際連合広報センター

～日本の状況～

- 国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和3（2021）年度の食料自給率（カロリーベース）は38%となっています。
- 「2022（令和4）年国民生活基礎調査」によると、国内の子どもの貧困率は11.5%であり、9人に1人が貧困状態と依然として高水準となっています。
- 令和2（2020）年度に国内で出荷された食料は年間約7,644万トン。このうち食べられない部分なども含めた食品廃棄物は年間約1,624万トン発生しています（図表53）。
- 食品廃棄物の半分は、家畜等の飼料や、農作物の肥料としてリサイクルされていますが、全体の4割程度はごみとして捨てられています。
- 本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスは約523万トン（令和3（2021）年度推計値）発生しています（図表54）。
- 食品ロスは、家庭から約244万トン発生しています。

図表 53 全国の食品ロス発生の流れ（令和2（2020）年度）



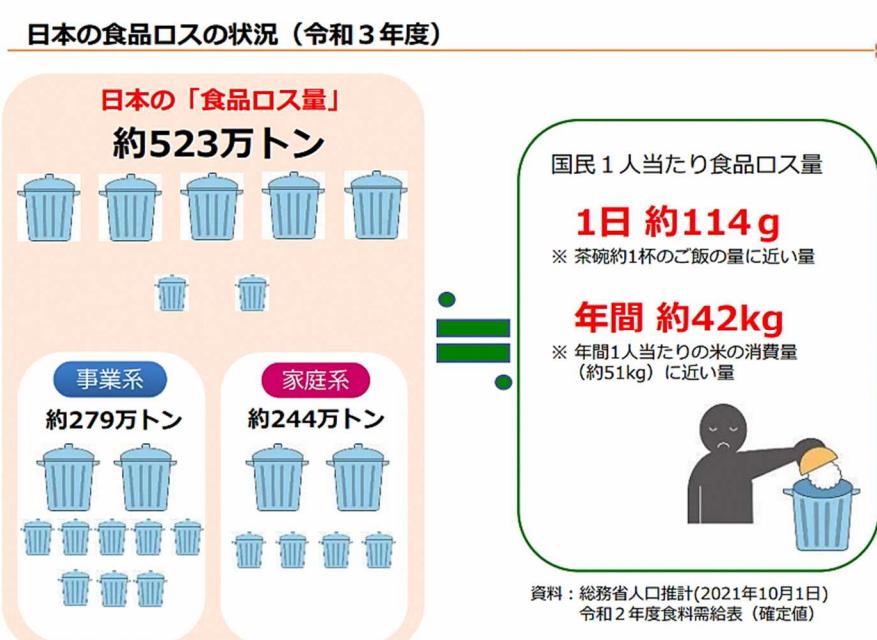
注1) 農林水産省等の統計資料から作成。

注2) 食料出荷量は「令和2年度食料需給表」（農林水産省）の粗食料と加工用の合計値。

注3) 食品廃棄物は「令和2年度食品廃棄物等の年間発生量」（農林水産省）。

注4) 食品ロスは「令和2年度食品ロス推計値」（農林水産省・環境省）。

図表 54 日本の食品ロスの状況（令和3（2021）年度、農林水産省）

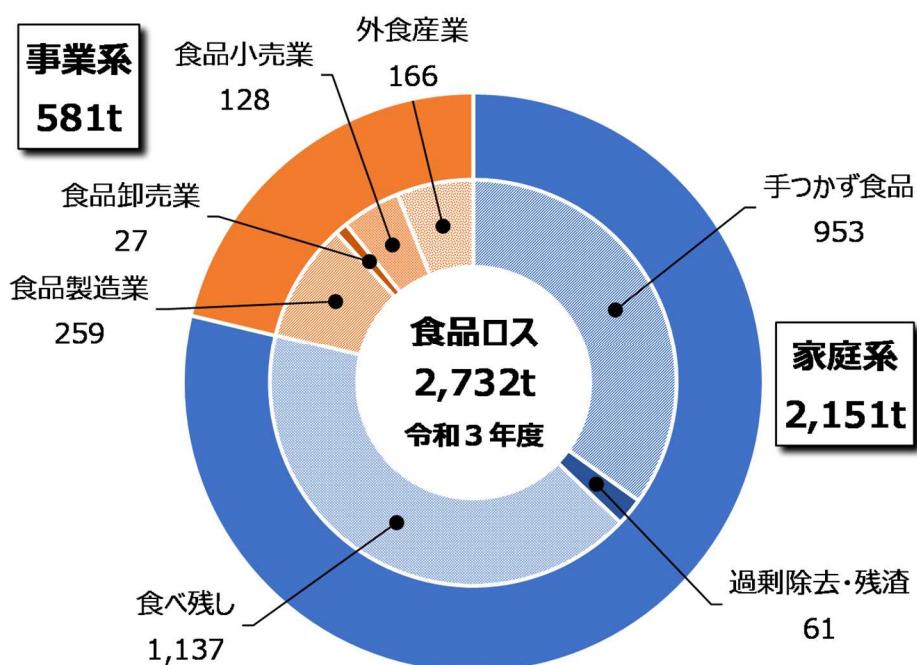


以上のように、国内においては、食料自給率が低く、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、大量の食品ロスが発生しています。一方、世界でも、人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在するなか、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、SDGsの達成にあたってもその削減が重要な課題となっています。

### (3) 本市の食品ロスの現状

令和3（2021）年度における本市の食品ロス量は、平成30（2018）年度に実施した家庭系ごみ組成調査及び農林水産省が公表した令和2（2020）年度における全国の事業系食品ロス量をもとに推計すると、約2,732トンと推計されます。その内訳は、家庭系食品ロスが2,151トン、事業系食品ロスが581トンになります（図表55）。

図表55 本市の食品ロスの推計（令和3（2021）年度）



注1) 家庭系は燃やすごみに、平成30年度の食品ロス比率19%（平成30年度組成調査）を乗じて推計

注2) 事業系は事業系廃棄物に令和2年度の食品ロス率16.9%（以下の消費者庁資料）を乗じて推計

注3) 事業系の業種別割合は、「食品ロス削減関係参考資料」（令和5年6月9日版、消費者庁）を参照

本市の令和3（2021）年度における1人1日あたり食品ロス量は、図表56に示すとおり101.2g/人・日と推計されます。これは、令和2（2020）年度における全国平均の113g/人・日、令和元（2019）年度における京都府の122g/人・日より低い値です。

図表56 食品ロス率と原単位の推計値（令和3（2021）年度）

項目	家庭系	事業系	合計
食品ロス量	2,151t	581t	2,732t
食品ロス率（排出量比）	15.7% (燃やすごみ比19.0%)	16.9%	16.0%
1人1日あたり食品ロス量	79.7g/人・日	21.5g/人・日	101.2g/人・日

注) 1人1日あたり食品ロス量は推計人口を用いて算出した。

＜家庭系ごみから発生する厨芥類と食品ロス＞

- 平成30（2018）年度に実施した家庭系ごみ排出実態調査では、燃やすごみ全体のうち厨芥類は約41%を占め、食品ロスは厨芥類の約46%（全体の約19%）を占めています。
- 食品ロスのうち、約44%（全体の約8%）が「手つかず食品」です。

図表 57 家庭系燃やすごみの組成割合（重量比）

種類	構成比
厨芥類	41.32%
調理くず	(19.69%)
食品ロス	(19.00%)
その他	( 2.63%)
紙類	33.32%
プラスチック類	14.21%
その他	11.15%
合計	100.00%

図表 58 家庭系可燃ごみ中の食品ロス



出典：平成 30 年度京田辺市ごみ組成調査報告書

＜事業系食品ロスの推計（概算）＞

- 「食品ロス削減関係参考資料(令和5(2023)年6月、消費者庁)」によれば、令和3(2021)年度における全国の食品関連事業者の食品ロス排出量は280万tと推計され、事業系廃棄物等の16.9%を占めています。
- 上記を本市に当てはめて令和3(2019)年度の食品ロス量を推計した結果を図表59に示します。本推計はあくまで概算値です。

図表 59 本市の事業系食品ロスの推計

項目・業種	京田辺市 排出量推計(t)	構成比	全国の食品ロス (R3) <sup>注1</sup>	
			排出量 (万t)	構成比
事業系食品ロス	食品製造業	259	125	44.6%
	食品卸売業	27		4.6%
	食品小売業	128		22.1%
	外食産業	166		28.6%
	合計	581 <sup>注2</sup>	16.9% <sup>注1</sup>	280
事業系一般廃棄物 (R3)	3,437	100.0%	—	—

注1) 「食品ロス削減関係参考資料（令和5（2023）年6月、消費者庁）」より

注2) 事業系食品ロスの合計は事業系一般廃棄物に16.9%を乗じて算出、業種別の内訳は全国の構成比を適用。

注3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

## 1-2 食品ロス削減に向けた動き

### (1) 国の食品ロス削減に向けた動向

国においては、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元（2019）年5月に食品ロス削減推進法が成立し、同年10月に施行されました（図表60）。

図表 60 食品ロス削減推進法の概要

項目	内 容
国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策の策定・実施
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の役割	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・消費者、事業者に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等</li><li>・食品関連事業者等の取組みに対する支援</li><li>・食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰</li><li>・食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究</li><li>・フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討</li></ul>

図表 61 国の食品ロス削減の目標値

項目	平成12（2000）年度 実 績	令和12（2030）年度 目 標
家庭系食品ロス	433万トン	216万トン
事業系食品ロス	547万トン	273万トン
合計	980万トン	489万トン

出典：食品ロス削減関係参考資料（令和3年8月、消費者庁消費者教育推進課）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/efforts/assets/efforts\\_210826\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_210826_0001.pdf)

### (2) 京都府の食品ロス削減に向けた動向

京都府においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを総合的かつ効果的に推進するため「京都府食品ロス削減推進計画」を令和4（2022）年3月に策定しています。

#### ＜京都府食品ロス削減推進計画の基本方針＞

食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT 等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指します。

図表 62 京都府食品ロス削減推進計画の数値目標

項目	現状	目標値 (2030年度)
① 食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減することとする。	11.5万トン ※1人1日当たり122g (2019年度)	9.4万トン ※1人1日当たり106g
② 食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組みを行う消費者の割合を90%以上とする。	88.3% (2020年度)	90%以上
③ フードバンク活動の認知度の割合を75%以上とする。	61.7% (2020年度)	75%
④ 地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材を育成する。	— (新規)	100 人
⑤ 食品ロス削減推進計画の策定・取組みを実施する市町村数	3市町村 (2020年度)	全市町村 (26市町村)
⑥ 食べ残しぜロ推進店舗の登録店舗数	8% (対象事業所数のうち) (2020年度)	11% (対象事業所数のうち)

出典：京都府食品ロス削減推進計画（令和4（2022）年3月）

### （3）京田辺市の取組み

#### ①ごみ組成調査における食品ロスの実態把握

平成30（2018）年度に実施したごみ組成調査において、「食品ロス」が、燃やすごみ全体の約19%も占めている実態を把握しました。

#### ②フードバンク等と連携して、常設のフードドライブを展開

フードバンク京田辺及びエコパークかんなびと共同で、令和3（2021）年4月から常設のフードドライブ活動を展開しています。

#### ③市のホームページにおける啓発

家庭や外食時において取り組むべき行動や、3010（さんまるいちまる）運動や生ごみ3きり運動について解説しています。

## 第2章 計画の基本的事項

### 2-1 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産・製造・販売・消費などの各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。2015（平成27）年9月の国際連合総会では、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「目標12：持続可能な消費と生産のパターンを確保する（つくる責任、つかう責任）」において、食料廃棄の削減目標が掲げられており、食品ロスの削減は国際的にも重要な課題となっています。

こうした背景を踏まえ、国は平成30（2018）年6月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスにおける半減目標を設定し、続いて令和元（2019）年7月、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」で、事業系食品ロスにおける半減目標を設定しました。また、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元（2019）年10月に「食品ロス削減推進法」が施行されました。

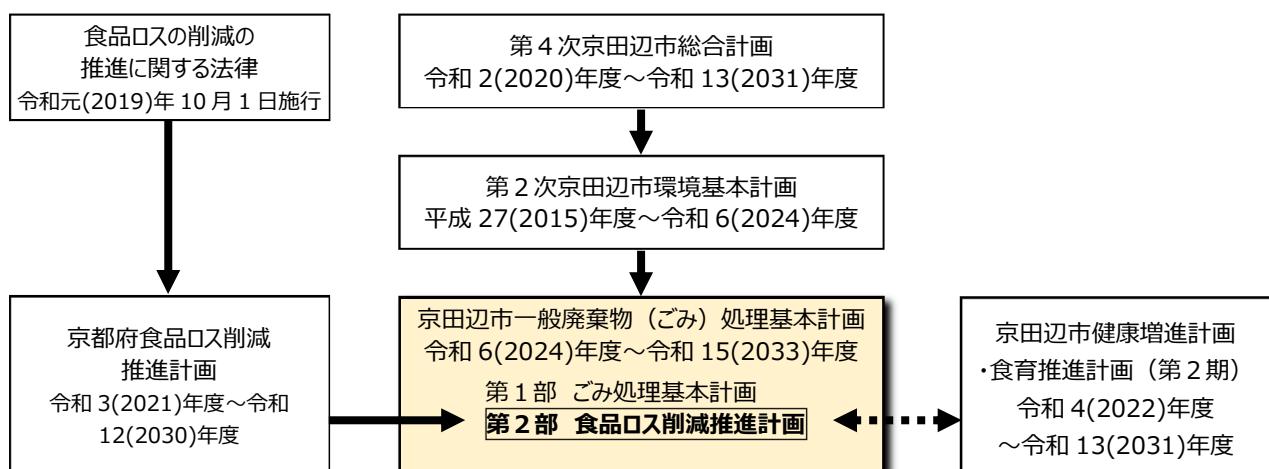
本市では、「京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、食品ロスの削減を重点プロジェクトとして位置付けています。市民・事業者・各種団体・行政の多様な主体の連携によるさらなる食品ロス削減を計画的に推進していくために、「京田辺市食品ロス削減推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

### 2-2 計画の位置付け

本計画は「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付け、「第2次京田辺市環境基本計画」、「第2期京田辺市健康増進計画・食育推進計画」等、本市の諸計画と整合を図り、京都府の「京都府食品ロス削減推進計画」とも整合を図ります。

また、この計画は京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のうち食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置付けます。

図表 63 本計画の位置付け



## 第3章 基本理念・基本方針・基本目標

### 3-1 基本理念

京田辺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい京田辺を後世に残していきたいという想いを込め、「めざそう！フードロス・ゼロ 京田辺」を基本理念に掲げ、取組みを進めます。

本計画においても、豊かな食文化と食べ物を大切にする意識を持つ私たちが“もったいない”を再認識し、市民・事業者・各種団体・行政の相互の連携協力により、食品ロスの削減につながる取組みを進め、環境負荷の少ない持続可能な循環型都市の実現を目指します。

#### ＜基本理念＞

めざそう！フードロス・ゼロ 京田辺

### 3-2 基本方針

基本理念の実現に向け、次の基本方針を定めます。

#### 基本方針1 食品ロスの削減を促す普及啓発

食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性を認識することにより、主体的に食品ロス削減行動を起こすことができるよう、市民・事業者に対する普及啓発を実施します。

#### 基本方針2 市民・事業者等と連携した取組みの推進

個々での取組みでは解決することが難しい食品ロスを、生産から消費までを全体で捉え、市民、事業者、関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取組みを推進します。

#### 基本方針3 食品廃棄物の循環利用の促進

食品ロス削減に十分に取り組んだうえでも生じる食品廃棄物については、有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用を推進します。

### 3-3 基本目標

食品ロス削減の基本目標を図表64に示します。本市の1人1日あたりの食品ロス量は、令和3（2021）年度に101.2g/人・日と推計され、令和12（2030）年度の京都府の目標106g/人・日及び国の目標112g/人・日をすでに達成しています。しかしながら、国も京都府も平成12（2000）年度の半減を目標としており、本市もこれにならい、平成12（2000）年度の半減を目標とします。

図表 64 食品ロス削減の基本目標（2030 年度に半減）

項目		基準値 平成12年度 (2000年度)	現況値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)	目標値 令和15年度 (2033年度)
推計人口（人）		56,748	73,946	76,407	76,010
年間日数（日）		365	365	365	365
本市の目標	1人1日当たり 食品ロス量 (g/人・日)	家庭系	83.5	79.7	31.0
	事業系	36.2	21.5	13.5	
	合 計	119.7	101.2	44.4	
	食品ロス量 (t/年)	家庭系	1,729	2,151	864
		事業系	750	581	375
		合 計	2,479	2,732	1,239
		2000年度比	100%	110%	50%
	2000年度比				49.6%
国の目標	人口（推計人口）		126,926千人	125,527千人	120,116千人
	目標	食品ロス量	980万トン	523万トン	489万トン
	参考	1人1日当たり	212g/人・日	114 g/人・日	112g/人・日
		2000年度比	100%	53%	50%
京都府の目標	人口（推計人口）		2,644,391人	—	2,513,000人
	目標	食品ロス量	18.8万トン	—	9.4万トン
	参考	1人1日当たり	195g/人・日	—	106g/人・日
		2000年度比	100%	—	50%

注1) 本市の人口実績は京都府の推計人口を用いました。

注2) 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

注3) 本市の平成12（2000）年度の食品ロス量は、ごみ排出量に食品ロス率を乗じて推計しました。

注4) 本市の現況値（令和3（2021）年度）は推計値（図表55）です。

注5) 国の目標は「食品ロス削減関係参考資料（令和5（2023）年6月、消費者庁）」より

注6) 国の推計人口は「日本の将来推計人口（令和5年推計）結果の概要」（国立社会保障・人口問題研究所）より

注7) 京都府の目標は「京都府食品ロス削減推進計画」より

注8) 京都府の人口は「京都府統計書」及び「京都府人口ビジョン」より

### 3-4 各主体の役割

#### (1) 市民の役割

- 食品ロス削減の重要性についての理解と、食品ロスに関する情報収集や市等が実施する施策への積極的な参加
- 家庭をはじめとする生活の場における、食材・食事の量の見直しや調理の工夫等、食品ロス削減に向けた自主的な取組み
- 食品の製造や流通の仕組みの理解と、陳列棚の手前どりや少量メニューの選択など、事業者の食品ロス削減の取組みへの協力
- 家庭で余っている食品のフードドライブへの参加等による有効活用

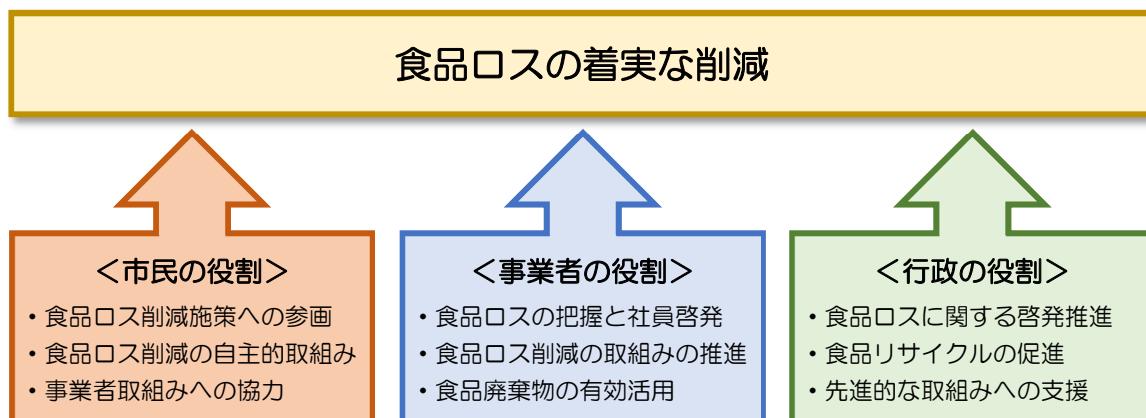
#### (2) 事業者の役割

- 食品ロス削減の必要性についての理解、自らの事業活動により発生している食品ロスの把握と社員等への啓発
- 適正な受発注、商習慣の見直し、売りきり・食べきり等、自らの業態に応じた食品ロス削減に向けた取組みの推進
- 自らの取組みに関する積極的な情報提供や啓発による、消費者の行動促進と食品ロス削減に向けた意識醸成
- 京都府や本市が実施する施策・啓発事業等への積極的な協力
- やむを得ず発生してしまう食品廃棄物の堆肥化や飼料化等による有効活用

#### (3) 行政（京田辺市）の役割

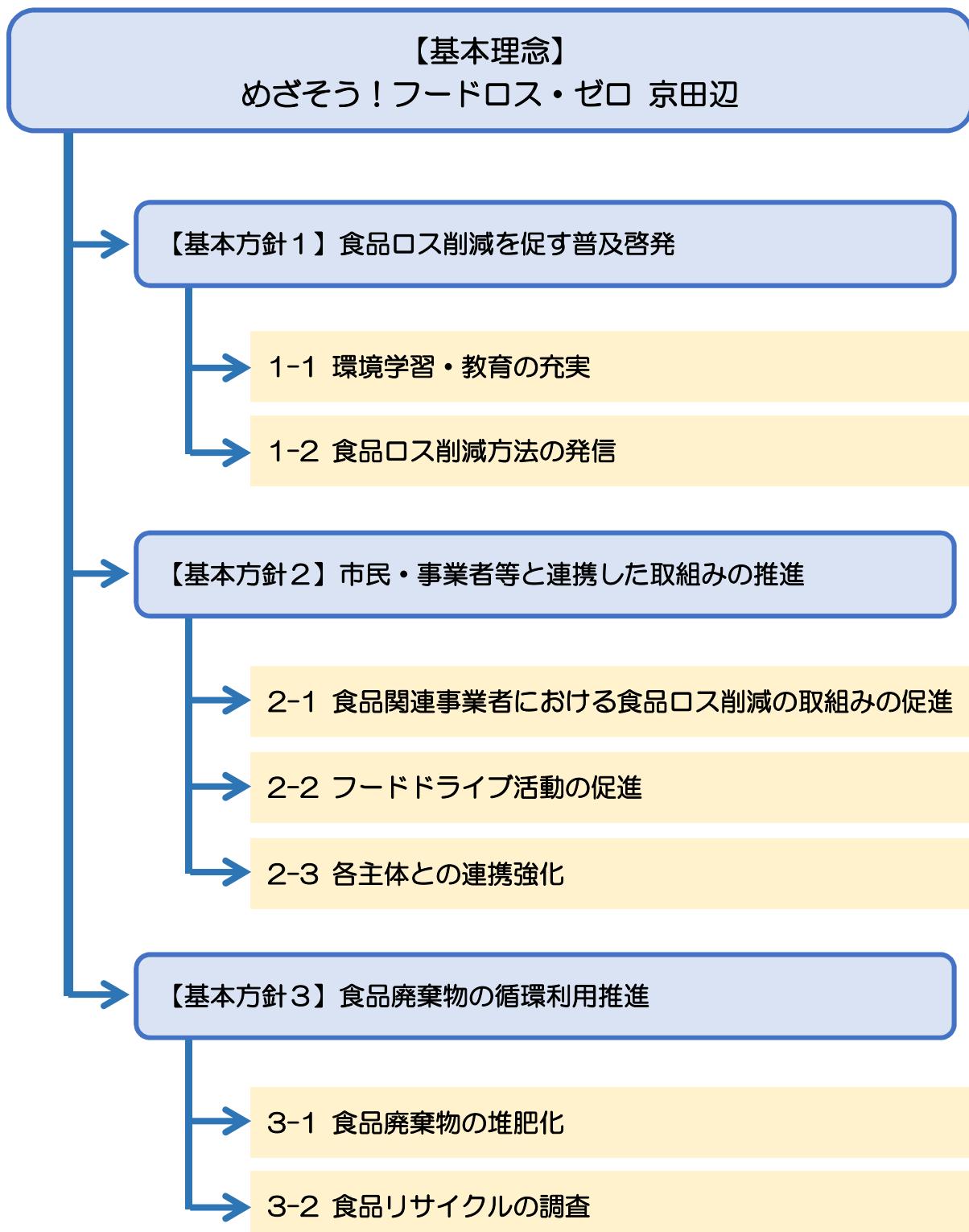
- あらゆる主体に対する食品ロスに関する啓発等の実施と、社会全体における食品ロス削減の機運醸成
- 食品廃棄物の有効活用に向けた食品リサイクルによる循環利用の促進と、食品ロス削減に関する先進的な取組みに対する支援等

図表 65 食品ロス削減に向けた各主体の役割



## 第4章 施策

### 4-1 施策体系



## 4-2 施策内容

### 【基本方針1】食品ロス削減を促す普及啓発

#### (1) 環境学習・教育の充実

- 食品ロス削減について学習する講座やイベントの実施
- 園児や小学生を対象とした環境学習の実施
- 食品ロス削減をテーマに作成した教材の活用 等

#### (2) 食品ロス削減方法の発信

- 食品ロス削減ハンドブック等による周知啓発
- 3きり運動（水きり、使いきり、食べきり）の推進
- 食品ロスダイアリー等による食品ロス削減に対する意識の醸成
- SNS等を利用した情報発信
- 新しい生活様式に対応した普及啓発 等

図表66 食品ロス啓発ポスター



出典：消費者庁ホームページ

### 【基本方針2】市民・事業者等と連携した取組みの推進

#### (1) 食品関連事業者における食品ロス削減の取組みの促進

- 京都府食べ残しゼロ推進店舗の拡大
- 宴会シーズンに合わせた3010運動の促進
- 食べ残し料理の持ち帰り運動の展開
- フードシェアリングサービスの活用 等

図表 67 京都府食べ残しゼロ推進店舗ステッカー



出典：京都府ホームページ

#### (2) フードドライブ活動の促進

- 事業所や市民団体等による自主的なフードドライブ活動の促進
- 災害時用備蓄食料・規格外品の有効活用 等

図表 68 フードバンク京田辺



出典：京田辺市ホームページ

### (3) 各主体との連携強化

- 市民・市民団体、事業者との情報共有・情報交換
- 食品ロス削減に関する関係機関との情報共有・情報交換
- 環境省、消費者庁、農林水産省等が主催するキャンペーンへの参画 等

### 【基本方針3】食品廃棄物の循環利用推進

#### (1) 食品廃棄物の堆肥化

- 食べ残しによる食品ロス削減の検討
- 環境ボランティア団体と連携した家庭での堆肥化の促進 等

図表 69 本市の補助金の対象になる生ごみ処理機

種類	コンポスト <sup>注1</sup>	EM容器 <sup>注2</sup>	電気式
特徴	屋外設置型で、土の中の微生物の働きによって処理を行います。	屋内設置もでき、EM菌（有用な微生物群の通称）を使用して処理を行います。	主に屋内で使用する乾燥式と主に屋外で使用するバイオ式があります。 乾燥式は、水分を蒸発させて処理を行います。 バイオ式は、バイオ基材を使用して処理を行います。

出典：京田辺市ホームページ

注1) コンポストとは、家庭から出る野菜くずなどの生ごみや葉、紙などの有機物を、微生物の働きにより発酵・分解して堆肥を作ることを言います。

注2) EM容器とは、EM菌（有用微生物群）を利用して生ごみを発酵・分解して堆肥化する容器で、バケツ程度の大きさのため、室内でも利用できます。

#### (2) 食品リサイクルの調査

- 他自治体における食品廃棄物のリサイクルの事例調査 等

